

第 1 1 7 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

令和 5 年 6 月 2 日 開会

令和 5 年 6 月 7 日 閉会

南 部 町 議 会

第 1 1 7 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (6月2日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○町長提出議案提案理由の説明	5
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○散会の宣告	12

第 2 号 (6月6日)

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	13
○出席議員	13
○欠席議員	13
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	14
○職務のため出席した者の職氏名	14
○開議の宣告	15
○一般質問	15

中 舘 文 雄 君	1 5
工 藤 愛 君	2 7
松 本 啓 吾 君	3 4
○散会の宣告	4 2

第 3 号 (6月7日)

○議事日程	4 3
○本日の会議に付した事件	4 3
○出席議員	4 4
○欠席議員	4 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 4
○職務のため出席した者の職氏名	4 4
○開議の宣告	4 5
○報告第11号の上程、説明、質疑	4 5
○報告第12号の上程、説明、質疑	4 6
○報告第13号の上程、説明、質疑	4 7
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 0
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 1
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 6
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 8
○請願第2号の委員会報告、質疑、討論、採決	6 9
○常任委員会報告	7 1
○委員会の閉会中の継続調査の件	7 1

○議員派遣の件	7 2
○閉会の宣告	7 2
○署名議員	7 7

令和5年6月2日（金曜日）

第117回南部町議会定例会会議録

（第1号）

第117回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年6月2日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 議案第 52号 工事請負契約の締結について
(ゆとりあ屋上防水・外壁シーリング改修工事)
- 第 6 議案第 53号 財産の取得について (消防ポンプ自動車)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	工藤 愛君	2番	松本 啓吾君
3番	久保 利樹君	5番	坂本 典男君
6番	滝田 勉君	7番	西野 耕太郎君
8番	山田 賢司君	9番	八木田 憲司君
10番	中舘 文雄君	11番	工藤 正孝君
12番	夏堀 文孝君	13番	沼畑 俊一君
14番	根市 勲君	15番	馬場 又彦君
16番	川守田 稔君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 工藤 祐直君 副町長 佐々木 俊昭君

総務課長	西舘昌男君	企画財政課参事	金野貢君
交流推進課長	下井田耕一君	税務課長	松原浩紀君
住民生活課長	夏堀勝徳君	福祉介護課長	戸室正樹君
健康こども課長	夏坂和徳君	農林課長	石橋一史君
商工観光課長	川村一成君	建設課参事	松橋悟君
会計管理者	藤嶋健悦君	医療センター参事	岩間雅之君
市場参事	馬場均君	教育長	高橋力也君
学務課長	北上隆広君	社会教育課長	柳久保正弘君
農業委員会事務局長	野月正治君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩木育子	総括主査	坂本裕昭
主事	松本和香		

◎開会及び開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第117回南部町議会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

(午前10時00分)

◎議会運営委員会の報告

○議長（夏堀文孝君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、馬場又彦君。

(議会運営委員会委員長 馬場又彦 登壇)

○議会運営委員会委員長（馬場又彦君） おはようございます。

去る、5月26日に議会運営委員会を開催し、第117回定例会の運営について協議をしましたので決定事項をご報告します。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が報告3件、条例など9件のほか、令和5年度各会計補正予算3件であります。そのほかの案件として、常任委員会報告などがあります。

一般質問は3名から通告があり「一般質問通告一覧表」のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日、6月2日から7日までの6日間としました。

なお、会期中3日、4日は休日のため、5日は議案熟考のため休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（夏堀文孝君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、2番松本啓吾君、3番久保利樹君を指名します。

◎会期の決定

○議長（夏堀文孝君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、6月2日から6月7日までの6日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から6月7日までの6日間に決定しました。

○議長（夏堀文孝君） お諮りします。

ただいま決定されました6日間の会期中、6月3日、4日は休日のため、6月5日は議案熟考のため休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

ただいまの3日間は休会とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（夏堀文孝君） 日程第3「諸般の報告」をします。

諸般の報告につきましては、配布のとおりでありますので、朗読は省略します。

今期定例会の上程は、町長提出の案件が、報告3件、議案12件、ほかに常任委員会の報告などがあります。

日程により、それぞれ議題にします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（夏堀文孝君） 日程第4「町長提出議案提案理由の説明」を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会に当たりまして、ごあいさつと提案理由の概要についてご説明を申し上げます。

本日招集の第117回南部町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに厚く御礼申し上げます。

議案の説明の前に、町政の諸般の概要についてご報告申し上げます。

5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けがインフルエンザと同じ5類感染症に移行されました。これまでの感染対策が大きく転換されたことに伴い、春の行楽シーズンを契機に、全国的に人流が回復し、コロナ禍では見られなかった活気がようやく戻ってきたと感じられるところであります。

今年は、桜や果樹の開花に合わせ、4月22日と23日に「南部町春まつり」が、4月23日に「果樹の花見散策ウォーク」が、例年よりも期日を早めて開催され、約三千人の方にご来場いただき、コロナ禍前の来客数にまで回復しております。

また、5月10日から28日まで開催されました「南部町ぼたんまつり」は、コロナ禍前の令和元年度の来場者を上回る約五千四百人の方にご来場いただき、華麗に咲き誇る大輪の花と園内に漂

う優雅な香りを楽しんでいただきました。

7月開催の「ジャックドまつり」をはじめ、今後予定される町のイベントもコロナ禍前を上回る来場者で活気に溢れるものとなることを期待するものであります。

町といたしましても、このコロナ5類移行に伴う人流の回復を契機に、イベントのみならず、あらゆる面で地域経済の活性化が進むよう後押ししてまいりたいと考えており、私からも、町民の皆様に向けて、社会経済活動の推進を呼びかけるチラシを配布いたしまして、本当の意味でのコロナ禍からの地域復興のため、町内での飲食、購買など、地元消費へのご理解ご協力をお願いしたところであります。

4月29日付けで発令された今年の春の叙勲では、当町から、橋本憲章氏が郵政事業功労で瑞宝双光章、留目信幸氏が消防功労で瑞宝単光章の栄に浴されました。それぞれの分野における、長年にわたるご尽力の賜であり、そのご功績に対し敬意を表するとともに心からお祝いを申し上げます。

次に、農業や農作物の生育に関する状況であります。3月の平均気温が平年より3℃ほど高く、また、4月中旬以降も同様に平年を上回る平均気温となったことから、果樹の開花、生育が10日から2週間程度早まっている状況と伺っており、農家の皆様もお忙しい日々をお過ごしのことと思います。

まずは、水稻の状況であります。田植え作業は県全体で例年より少し早めの時期に行われており、現在の進捗率は9割近くと平年並みとなっております。

昨年は、春の凍霜害や6月上旬の低温と長雨による裂果のため、収穫量が大幅に減少したサクランボであります。5月26日に観光農園において行われた作柄調査によりますと、主力品種「佐藤錦」の着果数は平年よりやや多く、十分にサクランボ狩りを楽しんでもいただける収量が見込まれ、調査を実施した名川観光さくらんぼ園振興会では、今後の栽培管理を徹底し、高品質のさくらんぼを提供してまいりたいとのことであります。

そして、デビューから5年目を迎える高級ブランド果実「ジュノハート」であります。苗木の導入から8年が経過し、これまで収穫できなかった木からの収穫も見込まれるなど、生産量は順調に増加していくものと思っております。

また、今年から町営市場で「ジュノハート」の最上級品「青森ハートビート」の取扱いが始まることから、生産者の皆様にはこれまで以上に品質の管理を徹底していただき、たくさんの消費者の皆様にご堪能いただけるよう、生産者の皆様との連携強化に努めてまいりたいと考えているところであります。

リンゴにつきましては、ふじの開花が平年より12日ほど早く、県の観測史上2番目となる早咲きの状況でありましたが、霜による被害もなく順調に生育が進んでいると伺っておりますので、生育に応じた薬剤散布、摘果作業を実施していただき、実り豊かな収穫期を迎えられますことを願うものであります。

また、今年の農産物販売イベント等につきましても、コロナ禍前の活気を取り戻し、また、生産者の所得向上につながるよう関係者の皆様からのご協力をいただきながら開催してまいりたいと考えております。

昨年10月から当町で避難生活をしているウクライナ避難者家族の状況についてであります、約8カ月の避難生活を経て、もう一度祖国で暮らしたいとの強い思いから、自ら帰国することを決意されたところであり、昨日、ご家族全員が祖国ウクライナへ向けて出発されております。

帰国を前に先週29日、楽楽ホールにおいて、テチアナさんによる講演会が開催され、攻撃を受けた祖国の悲惨な状況や平和を願う強い意志を戦禍に巻き込まれた当事者として自らの言葉で伝えられ、また、町や地域の方から様々な支援を受けたことへの感謝の気持ちも語られました。避難者家族の受け入れをとおして、我々も多くのことを学ばせていただいたと感じているところでもあります。

ロシアによる軍事侵攻はいまだ終息の気配が見られず、不安定な情勢ではありますが、帰国後もご家族が無事に過ごされ、一日も早く、戦禍に怯えることのない平穏な日常生活を取り戻されることを願うものであります。

さて、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類に変更されたとはいえ、いまだ経済への影響は継続しており、また、電気、ガス、食料品をはじめとする物価の高騰が続き、町民の生活や町内事業者の経営が圧迫されている状況にあります。

本定例会においては、特に、燃料や各種資材、飼料等の価格高騰によって深刻な影響を受けている農畜産業者への支援事業を盛り込んだ補正予算案を提出させていただいておりますが、国や県の動向を注視しながら、必要な支援を必要な時にお届けし、町民が安心して暮らし続けられるよう、引き続き、職員一丸となって対策を講じてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げる次第であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります、報告3件、条例の制定等9件、令和5年度南部町一般会計補正予算案及び、各特別会計補正予算案が3件の、合わせて15件でございます。

順にご説明申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず初めに、報告第11号「令和4年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について」であります。繰越明許費として翌年度に繰越した事業につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書により報告させていただくものであります。

次に、報告第12号「令和4年度南部町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について」であります。継続費におけるあかね浄化センター建設事業に係る事業費の繰越しにつきまして、地方自治法施行令の規定に基づき、継続費繰越計算書により報告させていただくものであります。

次に、報告第13号「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」であります。令和4年度の経営状況を説明する資料といたしまして、事業状況及び決算状況に関する書類を地方自治法の規定により提出及び報告させていただくものであります。

次に、議案第45号「南部町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。国の職員のサービスの宣誓に関する政令の一部改正に準じ、町職員のサービスの宣誓の実施方法について、任命権者等の面前での署名を不要とするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第46号「南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、令和5年5月8日から5類感染症へ移行したことを受け、新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業手当の特例を廃止するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第47号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中で、電気・ガス・食料品等の価格高騰による生活費等の負担増を踏まえ、国民健康保険の被保険者を経済的に支援するため、令和2年度から昨年度までに引き続き、国民健康保険税を減税するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第48号「南部町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について」であります。子育て支援のさらなる充実を目的として、子ども医療費給付の所得制限を撤廃するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第49号「南部町老人福祉センター条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。県が指定する公衆浴場入浴料金の統制額が改正されたことに伴い、町所管施設の入浴料金を改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第50号「南部町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例を廃止する条例

の制定について」であります。個人情報の保護に関する法律の改正及びこれに伴う条例・規則等の整備により、電子計算機処理に係る個人情報の保護に関し、個別の条例で定める必要がなくなったため、条例を廃止するものであります。

次に、議案第51号「字の区域の変更について」であります。青森県が施行した名川第二工区地区のほ場整備工事の完了により、大字相内及び大字虎渡の字の区域を変更することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第52号「工事請負契約の締結について（ゆとりあ屋上防水・外壁シーリング改修工事）」であります。ゆとりあ屋上防水・外壁シーリング改修工事の請負契約について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第53号「財産の取得について（消防ポンプ自動車）」であります。配備から28年が経過し老朽化した南部第8分団（南部地区玉掛）の消防ポンプ自動車の更新に係る購入契約について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第54号「令和5年度南部町一般会計補正予算（第2号）」であります。物価高騰等に直面する農畜産業者の経営の安定化を図るため、耕作面積などに応じて、一事業者につき最大30万円を給付する「農業経費高騰緊急対策支援給付金事業」に係る経費として1億8,597万8,000円を計上するほか、令和5年度も継続して実施する「新型コロナウイルスワクチン接種事業」に係る追加経費として2,725万6,000円、4月の臨時会で補正予算のご議決をいただいた、対象児童一人につき5万円を給付する「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業」の対象枠の拡大と県による上乗せ給付に係る経費として1,469万7,000円、議案第48号でご説明いたしました、子ども医療費給付の所得制限撤廃に伴う「小中学生・高校生等医療給付費」の増額分として103万4,000円を計上するなど、歳入歳出予算の総額に2億4,043万3,000円を追加し、予算の総額を112億8,563万5,000円とするものであります。

次に、議案第55号「令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」であります。議案第47号でご説明いたしました、物価高騰による生活費等の負担増を踏まえた国民健康保険税の減税による減収分を財政調整基金繰入金により補てんするための歳入予算の組替えを行うものであり、歳入歳出予算の総額に変更はないものであります。

次に、議案第56号「令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」であります。継続費を設定している「あかね浄化センター建設事業」の事業費の増及び事業期間の延長に伴い、令和6年度以降の支出予定額に2億5,881万4,000円を追加し、継続費の総額を16億2,889万3,000円とするとともに、継続費の事業期間を4年から5年に延長し、年割額を変更するもので

あります。なお、令和5年度の歳入歳出予算の総額に変更はありません。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何卒、原案のとおり、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第5、議案第52号「工事請負契約の締結について（ゆとりあ屋上防水・外壁シーリング改修工事）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） おはようございます。

説明資料の15ページをお開き願います。

議案第52号「工事請負契約の締結について（ゆとりあ屋上防水・外壁シーリング改修工事）」についてご説明いたします。

契約の相手方ですが、南部町の株式会社夏堀組。請負代金は5,578万1,440円。落札率は92%。条件付一般競争入札で行われ、入札業者等は16ページの入開札一覧表のとおりであります。

工事の内容でございますが、屋上の防水工、外壁のシーリング工です。

防水工は、塩ビ系シート防水で、平場2,300平方メートル、立ち上がり327平方メートル。シーリング工は、20ミリ幅796メートル、15ミリ幅538メートルの撤去・打設であります。

工期は、町が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から令和5年11月30日までです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第52号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。
議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第6、議案第53号「財産の取得について(消防ポンプ自動車)」を
議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長(西舘昌男君) 説明資料の17ページをお開き願います。

議案第53号「財産の取得について(消防ポンプ自動車)」ご説明いたします。

取得する財産は、消防ポンプ自動車1台。契約の相手方は、八戸市売市二丁目4番2号、互光産業株式会社、代表取締役、梅内利哉、売買代金は3,520万円、落札率は96.82%であります。指名競争入札で行われ、入札業者等は18ページの入開札一覧表のとおりであります。

取得する財産の概要は、車種CD-I型、900リットル水槽付き消防ポンプ自動車。納入期限は令和6年3月22日、配備先は南部町消防団南部第8分団(玉掛)でございます。

以上で、議案第53号の説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第53号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

6月6日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前11時36分）

令和5年6月6日（火曜日）

第117回南部町議会定例会会議録

（第2号）

第117回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

令和5年6月6日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

10番 中 舘 文 雄

1. 産業振興政策の取組みについて
2. 後発地震注意情報の町民への対処方法について

1番 工 藤 愛

1. 町の花「ぼたん」を活かした町づくりについて

2番 松 本 啓 吾

1. 民生委員の現状について
2. 南部町における一人暮らしの現状について
3. 虐待の現状、ひきこもり支援について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	工 藤 愛 君	2番	松 本 啓 吾 君
3番	久 保 利 樹 君	5番	坂 本 典 男 君
6番	滝 田 勉 君	7番	西 野 耕 太 郎 君
8番	山 田 賢 司 君	9番	八 木 田 憲 司 君
10番	中 舘 文 雄 君	11番	工 藤 正 孝 君
12番	夏 堀 文 孝 君	13番	沼 畑 俊 一 君
14番	根 市 勲 君	15番	馬 場 又 彦 君
16番	川 守 田 稔 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤 祐直 君	副町長	佐々木 俊昭 君
総務課長	西舘 昌男 君	企画財政課参事	金野 貢 君
交流推進課長	下井田 耕一 君	税務課長	松原 浩紀 君
住民生活課長	夏堀 勝徳 君	福祉介護課長	戸室 正樹 君
健康子ども課長	夏坂 和徳 君	農林課長	石橋 一史 君
商工観光課長	川村 一成 君	建設課参事	松橋 悟 君
会計管理者	藤嶋 健悦 君	医療センター参事	岩間 雅之 君
市場参事	馬場 均 君	教育長	高橋 力也 君
学務課長	北上 隆広 君	社会教育課長	柳久保 正弘 君
農業委員会事務局長	野月 正治 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩木 育子	総括主査	坂本 裕昭
主事	松本 和香		

◎開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） ただいまから第117回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（夏堀文孝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。反問の際は、質問の内容を確認するものとし、質問者への考えを問うもの及び反論は行わないようお願いいたします。また、通告外の質問は行わないようお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

10番、中舘文雄君の質問を許します。中舘文雄君。

（10番 中舘文雄君 登壇）

○10番（中舘文雄君） おはようございます。

今日も、新年度を迎えて初めての定例会での質問の機会を得ましたことを大変うれしく思います。本日はまた、傍聴席にもたくさんの傍聴者の皆さんをお迎えしての質問でございますので、張り切って質問させていただきます。

質問に入る前に、このたびの県知事選挙において、青森新時代をスローガンにした宮下知事が誕生いたしました。県政に横たわるあらゆる難題に取り組む実行力と公約の実現に期待するところでもあります。地方議会に身を置く一人の議員として、地域で抱える課題に与えられた任務の中で、課題解決のために全力で取り組むことの重要性を改めて決意するものであります。

それでは、質問に入ります。

私は、今定例会に臨むに当たり、町の活性化に大きく影響を与えると思われる当町の産業振興政策について質問するものであります。今回は、特に町の基幹産業である農業政策を中心にしながら、ここ数年、国の重要課題の一つである林業政策への取組と併せて商工業施策の取組についてもお聞きいたします。

2点目の質問は、昨年12月16日から施行された後発地震注意情報の町民への対処方法と町の取組について、順次質問してまいります。

初めに、農業政策についてであります。

当町ばかりでなく、全国的な傾向であります。少子高齢化社会にあつて後継者問題や購買力の低下、または生活様式の変化等により、農業の分野においても離農者の増加、また、高齢化社会になり、後継者の確保が難しいなど、当然のごとく、耕作放棄地の増加などが課題となっております。当町においても、果樹の里として頑張ってきた果樹園の放棄地等が見受けられるようになりました。中には、生産方法等の工夫により実績を上げている方々もおりますが、今日までも行政の立場から国の政策、また県の政策を最大限に活用し、また、町独自の支援等を実施しながら取り組んできたことは承知しておりますが、当町の状況については知りませんが、全国的には土地放棄制度への関心が高く、相談件数が急増していると言われております。この制度を活用し、相続した不要な土地を整理し、子供に負担を残さないようにしたいという高齢者の考えが大きく影響していると思われ、この制度でいろいろな条件がクリアされると、自治体における有効活用の問題も発生すると思われ。

農業政策の中でも耕作放棄地等の問題は、町全体として取組の問題点を精査しながら、関係者の間で協議の場が必要だと思っております。林業につきましても、現在、森林整備に要する財源を確保することを目的として森林環境譲与税が各自治体に配分されており、来年度から国民1人当たり年額1,000円の森林環境税の徴収が始まります。土地保全等の観点もありますが、各自治体で森林環境譲与税の有効活用について検討が任されておりますが、当町でも有効利用に関して関係者との協議の場を設けて十分な検討が必要だと思っております。

また、商工業につきましても、人口減少により、あらゆる面に影響が出ていると思われ。特に、それぞれの業種においても後継者問題等、難題に直面していると思われ。これらについても、農業、林業と同じようにいろいろな方面から対策を検討する必要があると思われ。

第2次南部町総合振興計画の中でも、農業の振興を図るため、効率的・安定的な農業経営の確立と農村の活性化等が求められております。林業においても、総合的な活用、森林環境譲与税の有効活用等が求められております。また、商工業に関しても、商店街の商業環境の変化も大きな

ものがありますし、町特有の産物の活用等も大きくしなければなりません。工業部門におきましても、誘致企業への対応や地場産業の育成等も町の活性化のために重要な問題であります。

これらのことを指摘しながら、総合的に整理をしまして、次のことをお聞きいたします。

1点目は、農業、林業の政策として、今日までの取組事業の成果と評価についてお尋ねいたします。

2点目は、農業、林業を進める上で、今後予想される課題と町独自の取組についてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

3点目は、商工業の政策として、今日までの取組事業の成果と評価についてお尋ねいたします。

4点目は、商工業の政策を進める上で、今後予想される課題と町独自の取組についてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に、昨年12月16日に法整備が整って施行されました後発地震注意情報の町民への対処方法等についてお聞きいたします。

町の防災計画等は既に作成され、町民に周知されておりますが、その後に発表された後発地震注意情報に関しましては、当町でも起こり得る大きな災害の一つだと思いますので、次のことを質問いたします。

この件は、災害防止対策の中で当町でも起こり得る災害であります。町の対策と実施計画についてお尋ねいたします。

以上、通告に従いまして質問してまいりました。町長並びに関係者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中館議員の答弁の前に、今日は昨日から国家公務員の方々4名、初任研修ということで当町を視察、また、若手職員と意見交換会等も行っております。その4名の方々が今日は傍聴席のほうにお見えになっておりますし、南部小学校の児童の6年生ですか、以前にも傍聴に来ていただいたことがありますけれども、今日は6年生全員ということで、少しでも町の議会、様々勉強になればいいなと思っておりますので、改めて傍聴いただきましたことを感謝申し上げたいと思います。

それでは、中館文雄議員にお答え申し上げます。

まず、農業、林業の政策として、今日までの取組事業の成果と評価についてであります。農業の取組といたしましては、毎年度、農業者から施設整備や機械導入などの補助事業の活用についての要望を取りまとめ、農業者の負担軽減を図るため、国や県及び町の補助事業を活用いただいております。また、県単独補助事業を活用する場合には、町が独自に補助金をかさ上げしながら支援を行っております。

具体的な例を挙げますと、桜桃やブドウなどの雨よけハウス、果樹棚、防風網、防霜ファン、施設野菜ハウスの整備費の助成のほか、選果機やスピードスプレイヤー、その他農業機械等の購入費の助成、果樹の改植、放任園対策など、多岐にわたり助成事業を実施しております。

次に、農業生産基盤整備につきましてでございますが、小泉地区、名川第二工区地区、名川第一工区地区のほ場整備を順次進めてまいりました。また、農道につきましても、八戸広域農道の舗装改良が完了し、今年度から名久井農免農道と福田農免農道の舗装改良を実施する予定となっております。

このほか、労働力不足を補うためのアシストスーツの購入費用の助成、後継者不足対策として新規就農者や特定地域づくり協同組合に対して補助金を交付しております。

さらに、令和2年度から昨年度まで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響や国際情勢の影響により農業経費が高騰していることを受けまして、農業者全員に支援給付金を給付し、農業経営の安定につながったものと考えております。

今年度も資材等の物価高騰が継続しておりますので、引き続き農業経営を支援するため、本定例会の補正予算に農業経費高騰緊急対策支援給付金1億8,600万円を計上させていただいております。

次に、林業の取組といたしましては、森林組合を通じて民有林の造林や間伐を行った山林所有者や里山の維持保全管理を実施する団体へのかさ上げ補助のほか、松くい虫被害地の拡大防止策として、被害地付近の松林を皆伐し、松以外の樹種へ転換するための補助金を交付しております。

このように、農林業者に何が求められているのか、何をすべきかを的確に見極め、必要としている支援をいち早くお届けして、多くの方々から補助事業を活用いただいたことで生産性の向上が図られたものと認識しておりますので、今後も継続していかなければならないと考えているところでございます。

次に、今後予想される課題と町独自の取組についてであります。農林業を取り巻く環境は、担い手の減少や従事者の高齢化などによる労働力の低下、耕作放棄地や山林の荒廃が見受けられるほか、資材の高騰が続いているなど、経営環境は一段と厳しさを増している状況であります。

今後は、南部町総合振興計画の後期基本計画の方針に掲げておりますとおり、町の基幹産業である農業の振興を図るため、効率的・安定的な農業の確立と担い手の育成、耕作放棄地の解消と抑止、認定農業者などへの農地集積、地産地消の推進、特産物の開発、地場製品のブランド化を通じて農業所得の向上を図っていく必要があります。

また、林業においては、木材の生産をはじめ、自然環境の保全や災害の防止、癒やしなどの森林の持つ多面的機能の活用を図るための方策を進めていく必要があります。

これらのことを実践していくためには、国及び県が実施する事業について農林業者へ速やかに周知し、町独自の施策でありますアシストスーツ購入費の助成や、今年度から新たに着手しましたスマート農業加速化支援事業を活用していただきながら、農業の雇用労働力の減少及び農業者の高齢化による労働力の低下を補うとともに、担い手や新規就農者の確保につながる取組をさらに推進してまいりたいと考えております。

次に、商工業の政策として、今日までの取組事業の成果と評価についてであります。商工業の主な取組事業といたしましては、商工業振興事業として、創業または第二創業をする者に対し創業事業費補助金を、店舗等の増改築または修繕に対し営業店舗等リフォーム補助金を交付しております。中小企業金融対策事業としましては、小規模事業者経営改善資金融資制度による借入金に対して支払う利子について補給する小規模事業者経営改善資金利子補給金を、公的資金融資制度による借入りに当たり青森県信用保証協会に対して支払う保証料について補給する中小企業融資制度保証料補給金を交付しております。買物弱者対策事業としましては、町商工会が実施する宅配事業及び移動販売サービス事業に対し補助金を交付するなど、商工業対策事業を展開してまいりました。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策事業として、客足の伸び悩みと売上の減少に苦心する町内商工業事業者が広告媒体の作成や掲載を行い、販売促進を図るために必要な経費を補填する商工業事業者販売促進事業費補助金を交付しております。売上金が著しく減少した町内商工業事業者の固定経費負担を軽減し、事業の持続化を支援するため、南部町事業者持続化支援金を交付したほか、物価高騰緊急支援対策事業として従業員の数に応じ事業所物価高騰緊急対策支援金を交付するなど、商工業事業者に対し、積極的な支援を実施してまいりました。

また、町商工会にもご協力をいただきながら、特別プレミアム商品券の販売や町民生活支援商品券の交付など、南部町内で利用できる商品券を発行することにより購買活動を活性化させ、商工業事業者を側面から支援する事業も実施しております。

次に、商工業の今後予想される課題と町独自の取組についてであります。まず、商工業の課

題といたしましては、少子高齢化や人口減少に伴う購買人口の減少、町内外の量販店への購買人口の流出、インターネットショッピングの増加などによる購買行動の変化などが挙げられます。また、個人事業主の高齢化や後継者不足、労働人口の町外流出なども大きな課題となっており、今後におきましても労働人口の減少はさらに進行していくものと考えております。

町では、南部町総合振興計画の後期基本計画の方針にも掲げておりますとおり、町民及び事業者との協働により商店街の再生・整備を進めていき、町内事業者の育成・強化を図りながら、経営の強化や地産地消、特産品の開発・販売を促進していきたいと考えております。また、町内事業者を直接的に支援している町商工会や関係団体との連携を強化し、小規模事業者の経営力強化に向けた経営改善支援の強化、創業及び事業承継の伴走型支援の強化、地域産業資源を取り込んだ特産品の活用による地域活性化の取組を推進してまいりたいと考えております。

2点目の後発地震注意情報の町民への対処方法についてお答え申し上げます。

北海道・三陸沖後発地震注意情報は、昨年12月16日から運用が開始され、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域やその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生し、大規模地震が発生する可能性が平常時より相対的に高まっている際に発表されることとなっており、当町も日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として後発地震注意情報の発表地域に指定されたところであります。

これを受けまして、町としましても、昨年12月、すぐに避難できる態勢の準備を呼びかける内容の内閣府及び気象庁が発行したチラシを毎戸配布するとともに、同チラシのホームページへの掲載、庁舎へのポスター掲示により周知に努めたところであります。

この後発地震注意情報が発表された際の災害防止対策の中で、当町で重要と思われる対策と実施計画についてであります。内閣府が令和4年11月8日に公表した北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドラインに従い、防災対応について、1日に1回程度、定期的に町民への呼びかけを行う、また、町が管理する各施設における避難誘導手順等の再確認を実施する、次に指定緊急避難場所75施設を点検する、次に後発地震に備えた初動体制を再確認する、次に後発地震が発生した際の企業等との防災協定等を確認する、以上5項目の活動を行うこととしております。

この活動において、定期的な呼びかけが行われた際には、町民の皆様一人一人が地震への備えを1段階引き上げていただき、すぐに逃げ出せる態勢での就寝や非常持ち出し品の常時携帯など、迅速な避難、適切な防災行動へのご協力をお願いするものであります。

以上、後発地震注意情報への対応等について答弁申し上げます。地震はいつ発生

するか分かりません。このため、当町といたしましては、平時から点検・確認する事前防災対策を徹底し、常に備える態勢の構築に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、町民の皆様におかれましても、平時から災害に備えていただくことが重要でありますので、町の防災訓練等、あらゆる機会を通じて、防災・減災の意識がさらに醸成されるよう、引き続き関係機関と連携して啓発活動に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位のご協力もまたよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありませんか。中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） 答弁ありがとうございました。

今までの町の実績その他、私も承知しているつもりでございましたので、個々に対する支援、補助金等は実施されております。私がこれから問題になるのは、そうした中で本当に個々に対する支援だけでいいのかどうかということも町全体としてこれはそろそろ協議していかなきゃならない問題だろうと思います。さっき町長の答弁にありましたように、後継者問題、その他はもう簡単にすぐ是正されるものではありません。こちらもだんだんそれが続いていくものと想定した場合に、今の支援、補助金等だけで賄っていけるかどうかというのは大きな問題になると思います。全国的に見まして、我々も昨年検証したところでは、営農団といいますか、組織をつくって地域で農業用地などを守っていくというような体制を取っている地域もありますし、我が南部町でもそろそろそうした検討も必要ではないか。すぐやるやらないは別として、こういう問題はあるんじゃないかということを検討する場を立ち上げる、そうした機会もそろそろつくるべきと思いますけれども、そういう考えが、例えば農業のことでそういう団体を組織化して団体営農に結びつけていくような、そうした組織化の検討をする用意があるかどうか、まず1つ質問いたします。

それから、商業のほうでもそうであります。さっき町長答弁にありましたように、今までも事細かい支援その他は実施されていることは承知しておりますけれども、果たして今のままでいいのかどうかということが課題になると思います。商店街の集合化の問題もあるでしょうし、また、今、産直はそれぞれの地域にそれぞれの団体が運営されております。ですから、将来的には恐らく私は町全体としてそういう物産を売る場所、総合的な場所も検討していく、そろそろ検討する時期には入っているだろうと。何年か前に質問したときにも町長の答弁がありましたが、それぞ

れの組織が会員制度を取っておりまして、出資金も出して、それぞれがスタートした組織ですから、簡単には今の組織をやめてやりなさいというわけにはいかないと。それは尊重していききたいという答弁で、私はそのときは確かにそのとおりでろうと思って聞いておりましたけれども、だんだんに、見ますと、会員の募集、人数が減ったということで募集、そういう運動もそろそろ出ております。そしてまた、これだけ人口減少になってきますと、やはり集合した組織をつくってあげるといのも町の行政としては、提案は、やるやらないはそれぞれの組織の団体が考えることかもしれませんが、そういう検討もしてしかるべきだろうと思いますので、改めてそういうことについても質問したいと思います。

営農団体、そのほかに物産その他でも、統一した大きな組織にして、町全体の施設だというようなこともそろそろ考えていく必要があるだろうということも思いますので、その辺についてもお考えがありましたらお聞きしたいと思います。

それから、林業について、今さっき私の中でも言いましたけれども、それこそ森林環境税が来年からみんなから集められます。それをどうするんだ、どういうふうにするんだということも、やはりだんだんと町民の方々も注目されてくると思います。南部町では何に使うんだらうということで、まず1つ質問しますけれども、町内に林道が何ぼあるのか。担当課長、分かったらご答弁いただきたいと思います。林道の数。そしてまた、林業をなりわいとする、それを業務とする方が南部町に何人ぐらいおられるのか。もちろん森林組合はありますけれども、そういう形でいかに南部町が林業の、これから環境税を取って何も使わないというわけにはいかないとしますので、それを南部町とすればどういう方向に使う計画があるのか。そして、まだ今のところなければ、ぜひ関係者と協議の場をつくって、どういう形にこのお金を使っていくんだということもそろそろ町民に明示する必要があると思いますので、その辺についてもし考えがあればお聞きしたいと思います。

それから1つ、我が町は町営市場が1つあります。どこにもないような組織です。ですから、私は、これはできるかどうかは検討してみなきゃ分からないと思いますけれども、町営市場に出荷した方に対して、町営市場の条例の範囲は市場のほうの条例があると思いますので、それはやることはできませんけれども、そういう農業者に対して何かの売上げに対して0.1%でもいいから町の独自の補助事業といいますか、そういう形で出すということもこれは町独自の施策とすればできないはずないと私は思っていますので、そういうことも考えて、少なくとも農業を続けている方々から、やってよかった、うちに町営市場があるからこれができるんだという、そういう喜びも味わわせてもらうことも必要じゃないかと思っておりますので、そういうことが可能かどうか、

これは私も実際に市場法というのがありますから簡単にはルールは崩されないと考えられますけれども、ただ、町民が市場に出した方に対する奨励金といえますか、そういうものも考えてもおかしくない。そういう制度があっても、南部町はやはり違うと。我々農民に対して、小さく家庭菜園で栽培したものを出荷しても、それに対しても町ではちゃんとそれなりのことを見てくれているというような、そういう農業者に対する心遣いがあるといいんじゃないかと思っておりますので、その辺併せて、まず4点になりますけれども、それについての再質問をいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（夏堀文孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） それでは、まず私から最初の2点についてお答え申し上げます。

まず、営農団体等々、農業者団体等での活動、そういう部分でございますけれども、新たな若い人たちが今、団体をつくって活動している方がおります。そういう方々に対する支援を行いながら、視察研修等々へも支援を行っているところであります。こういう部分はまたそれぞれの組織をつくる方々が同じ思いで取り組まないと、これはうまく活動していけないと思っております。我が町の特徴はまず1つ、それぞれの町内ごとに農業改良団体、組合があります。そしてまた、防除組合もそれぞれ町内会に1つ、2つあるわけですので、そういう方々がふだん生活も一緒にしている、そういうことから、1つは現在の農地改良の方々、また防除組合の方々、そういう団体ごとに活動してもらえるのが一番スムーズなかなとは思っておりますけれども、新たに新しく新たな展開をしていくと、こういう部分については町もよくある団体だと思っておりますので、内容を精査しながら支援はしていく、そういう考えは従来と同じに持っていきたいと思っております。

もう一点、産直施設でございますけれども、現在、けやぐさんを含めると4か所、町が関係している部分がございます。それで、数年前にも議員にお話ししたことがあると思っておりますけれども、私も何とか1つになるのであれば、場所、また大きい施設として取り組むことができるんだけれども、皆さんどうでしょうかと各団体の方に確認をしました。そのときは、それぞれがやはり自分たちで出資してきている、それぞれ決まりも違う、そういうことで3組合とも現在のままでいきたいということだったので、そこに町が無理やり進めてもまた後々問題もあるなということで、そのときは現在のままで決めたわけですが、今3か所の1か所の方から、正式ではないんですけども、私のところにそろそろ3つが1つになるよう考えていってもいいんじゃないか

と。というのは、会員が減ってきている、そういうことで、このまま個々の産直を続けていくことは多分、恐らく何年か後には無理になってくるでしょうと、こういう話をいただきました。それは今年になってからでありますので、ほかの産直の皆さんとも一度話し合いをする場は必要になってきているなど思っておりますので、まずはそういう産直の皆さんがどういう考えを持っているか、そういう部分をお聞きしながら、可能なかどうか、そういうのを見極めながら決めていきたいと思っております。

あと林業について、森林環境税等についてはまた担当課長から答弁をさせたいと思います。市場のほうの出荷の支援金等々もまた、現在市場のほうで行っている部分も中にはありますので、そういう部分も答弁しながら、基本的には農業に関する支援は、はっきり言って他町村には負けていないぐらい支援をずっとやってきております。3分の1の補助であれば、残り5割にするために町独自で常に約半分までを補助する、そういうのはずっと続けてきておりますし、現在も行っております。また、コロナ、高騰物価、これについても町単独として今回も1億8,600万円ほど農業者に支援する、計上させていただいておりますので、ここは今後も状況をしっかり見ながら、今年度も補正を組まなければならないのか、臨時議会を開く必要があるか、そういう部分を担当課長等とは今現在も話をしているところでありますので、状況を見ながら、そのときはスピードを持ってまた支援していきたいと考えております。

○議長（夏堀文孝君） 農林課長。

○農林課長（石橋一史君） まず、森林環境譲与税についてでございますが、町では現在、林道の維持管理費や森林保全のための補助金に充当しております。長期的な使い道につきましては、現在のところ、まだ決まっておりません。この税は目的税となっております、まず間伐等の森林の整備に関する施策、また人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林の整備に関する施策に充てることとなっておりますので、今後も精査しながら有効に活用していきたいと考えております。

次に、町で管理している林道の路線数でございますが、全部で19路線となっております。総延長は、42.596キロメートルとなっております。森林環境譲与税につきましては、こちらの林道の維持管理費として、路面の整正や路肩の決壊、のり面の崩落があった場合の修繕費に充当しております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 農林課長、林業者の数。

○農林課長（石橋一史君） 林業者については、正確な数字を今把握しておりませんので、後ほどお答え申し上げます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 市場長。

○市場参与（馬場均君） 市場に出荷していただいている個人に還元するということですが、市場には県内はもとよりですが、他町村からもかなりの出荷がございます。出荷団体のほうに奨励金を出して出荷を推奨していただいておりますけれども、個人に還元することは難しいと考えますが、何か別な方法があればと画策して、これから考えて進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問は。中館文雄君。

○10番（中館文雄君） 最後の質問になります。

今、農林課長からも、林業をなりわいとする方の数字ははっきりしたのはつかんでいないということですが、もう2年3年前からこの森林環境税をやる、そして国民から取るという方針がもう示されたわけですから、そうしたものが町内の中にどの程度の方がそれに携わっているかというのはやはり調べておく必要があるだろうと私は思います。これは後で数字は出してくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それからもう一つ、これは課長はどっちがあれかも分かりませんが、南部町が誕生するときに区域の位置づけをしたんですね。ここは商店街、ここは工業地帯、ここは農業地帯ということで分けて、合併のときにそういう図面をつくってスタートしたんですが、今もそれは守っていく必要があるかどうか、もし課長の中でその辺も検討している方があれば、実際にはそれが果たして有効なのかとか、本当にそれを守っていく必要があるのかどうか、もうちょっと柔軟に町全体をもうそろそろ考えた上でそうした区域割りというのにも必要じゃないかと思っております。

ので、もしそれがあつたら答弁をお願いします。

それから、さっき今、市場長のほうから話がありましたように、特別そういうことを今考えていないと。私が言ったのは、市場の条例の中ではそれはできないはずです。分けて、出荷者、町外の方には出さない、町内の方に出すというのはなかなか難しいと思いますけれども、私が言ったのは、町内の町民の方が出荷した人に対して、町の独自のほうです。これは農林課かもしれません。町の独自のほうでそういう奨励金的なものを、例えば商店街にはプレミアム商品券の形で使ってもらふことによって活性化するという形のものを行っているはずなんですよ。ですから、町営市場を利用した町民が出したものに対して何らかの方法を町として考えられないかというのが私の考え方だったものですから、その辺は検討してみて、それははっきり誰が何を出したというので幾らの売上げがあつたというのは全部分かるはずですから、市場のほうでは。その資料を基にして、町民に対して、家庭菜園から出してもいいし、農業の中ではですね、大規模な農家の方もいますけれども、そうした方に対しても、少しばかりでも奨励金的なもので何とか頑張ってもらふということも考えてみたらどうかということですので、その辺について何か考えがあればお聞きしたいと思います。それで最後にします。

○議長（夏堀文孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今、中館議員、市場の個人に対する支援金ということで、我々も限られた財政を工夫しながらやっていくのを考えてみると、出荷団体の方々には奨励金、現在もう支給されているわけです。だから、もう一つは、この団体の出荷を中心にして個人のほうに活用する。個人のほうになると、団体に対しても支給金を出して、支援金を出して、個人にも出すということ。そこの団体さんがもし奨励金を個人に分配していた場合は、二重もらえることになるわけですよね。ですから、ここでやるやらないというのはまだ決断は出せませんが、市場のほうと、現在、団体出荷に出している金額が幾らになっていて、今後、仮に出すとすればどのくらいまで出せるのか、いろんなパターンが出てくると思いますので、そこは少し勉強させていただきたいと思います。

○議長（夏堀文孝君） 企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） 土地の位置づけと申しますか、市町村合併建設計画の中で、土

地利用に関してゾーニングというのをやってございました。具体的な南部町の地図の上に、ここは農業を振興するところです、ここは宅地を開発するところですよというような色分けをして図面を載せてございましたが、このたび策定しました第2次南部町総合振興計画の後期計画の中では、図面にその姿を見せるのではなく、言葉として、市街地整備ゾーン、農業・農村交流定住ゾーン、森林保全・活用ゾーン、工業団地ゾーンというふうにイメージ的な言葉でくくりをしましてつくっているということでございます。

具体的には、この中でどのようなことをやるかというのは特に計画はしてございませんが、今後、中館議員からもご案内がございましたとおり、様々土地に関する法制度などが現在目まぐるしく変わっておりますので、それらを見極めまして、適正な管理ができますように促していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） これで中館文雄君の質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩します。

(午前10時49分)

○議長（夏堀文孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時05分)

○議長（夏堀文孝君） 一般質問を続けます。

1番、工藤愛君の質問を許します。工藤愛君。

(1番 工藤愛君 登壇)

○1番（工藤愛君） 本定例会において質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回は、町の花として親しまれている「ぼたん」について質問します。

まず、質問の背景として、3つの点からお話をさせていただきます。

1点目は、町内外への認知についてです。定例会冒頭で町長からご報告がありましたとおり、

本年の南部町ぼたんまつりは約5,400人の来園がありました。これはひとえに、町当局をはじめとした関係各位の周到な準備の結果だと思っております。今年は祭り期間内にテレビ番組で園地の生中継があり、静かな山間に咲き誇るぼたんのすばらしさが広く知れ渡りました。町民として非常に誇らしい瞬間でした。

さて、このように町内外多くの方に愛されるぼたんは、まだまだ発展の可能性を秘めています。例えば町業務が集約するこの庁舎にぼたんを植えたり、鉢植えで展示したりすることで、より町民に身近な存在となります。それは、まさに町民憲章にある「人と自然を愛し、美しいまちをつくりましょう」の実践と言えます。

2点目は、子供たちがぼたんに親しむ工夫についてです。植物の成長を間近に見ることは、自然との共生を学ぶ上で大切な経験です。ふるさとに誇りを持つには、ほかの地域にはない自然を生かしたまちづくりが大きな役割を果たすと考えます。特に長谷ぼたん園は、南部町の名峰、名久井岳の中腹にあります。子供たちには、先人が築いたすばらしい園地を知ってもらいたい、そしてぼたんを好きになってもらいたいと願っています。また、園地の隣には、ふるさとの森公園が整備されています。自然の中で遊ぶことができ、家族連れに喜ばれているため、より一層の整備が必要と考えております。

また、町内小中学校には、これまで寄贈等により多くのぼたんが植えられています。ぼたんは、適切に世話をすれば数十年から100年以上にわたり花を咲かせます。しかし、剪定や施肥が行われなかった場合、枝が細り、折れてしまうこともあります。園地だけでなく、町内各所に植えられたぼたんが末永く咲くためには、適切な世話が行き届く必要があります。専門家によるアドバイス等を定期的に行う必要があるのではないのでしょうか。

3点目は、ユニバーサルツーリズムの視点についてです。誰もが安心して楽しめる旅を意味するユニバーサルツーリズムは、観光庁が観光客の増加を目指す上で必須の視点であると認識を示しています。旧来のバリアフリーという考えをさらに前進させたもので、高齢者や障害者、乳幼児連れの家族、そして外国人等、誰もが安心できる観光地づくりが地域経済の活性化に大きく寄与するものと考えます。観光需要が増している今こそ、優先して取り組むべき課題ではないのでしょうか。

以上のことから、通告しました町の花「ぼたん」を生かしたまちづくりについての質問に入ります。

平成21年に制定された町の花「ぼたん」は、町内の至るところに植栽されています。選定理由となった長谷ぼたん園は、日本ぼたん協会に加盟する本州最北端の園地として国内外に多くの

ファンを持つすばらしい園地です。当園地は、令和6年度に日本ぼたん協会の総会会場に選定されており、観光地としての魅力を発信する絶好の機会です。

そこで、町の花「ぼたん」を生かしたまちづくりについて伺います。

- 1、本庁舎をはじめとした町立施設内にぼたんを植栽する考えはあるのでしょうか。
- 2、町内外の子供たちがぼたんに親しむ取組はどのようになされているのでしょうか。
- 3、足の不自由な方や外国人など、誰もが楽しめる園地へ向けての整備方針はどのようにお考えでしょうか。

以上の質問について、町長並びに関係各位の答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤愛議員のご質問にお答え申し上げます。

町の花「ぼたん」を生かしたまちづくりについてであります。議員ご案内のとおり、我が町の観光資源である町の花「ぼたん」を生かしたまちづくりにつきましては、当町の魅力の発信、豊かな景観を創造するため、大切であると認識しているところであります。

初めに、本庁舎をはじめとした町立敷地内にぼたんを植栽する考えについてであります。現在、南部支所、福地支所及び町民体育館にぼたんが植栽されております。しかし、ぼたんの花を美しく咲かせ続けるためには剪定などの適切な手入れが重要であり、栽培に適した植栽場所の確保や持続的な管理方法の確立などが必要になるため、今後、町立敷地内においてぼたんの栽培に適した植栽場所があるか、継続した管理体制が確立できるかなどを調査し、植栽場所の拡大について前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、町内外の子供たちがぼたんに親しむ取組についてであります。以前から学校敷地内にぼたん園を設置し、児童と教職員が栽培管理をしている学校や、地域住民からぼたんの苗を寄贈され、今年度から新たに植栽を始めた学校もあり、徐々にではありますが、ぼたんに親しむ取組が広がっていると感じております。

また、工藤愛議員が会長でありますぼたんまつり実行委員会でございますけれども、本年度の長谷ぼたん園の開園に合わせ、町内の小中学校児童生徒を通じて招待券を配布し、ご家族と一緒にぼたんに親しんでもらえるような取組を実施していただきました。心から感謝申し上げます。

今後におきましては、町外の小中学校に対しましても長谷ぼたん園の開園をお知らせするなど、広く周知していき、南部町の花「ぼたん」を認知していただけるような取組をしていきたいと考えております。

ちなみに、参考的になりますけれども、南部町に合併しまして、弘前の同級生から私に電話がありました。おまえのところの町の花はぼたんだよなど。工藤は覚えているだろうと思うけれども、うちの高校の校歌に、「紫に映ゆる花牡丹」という歌詞があります。それをその同級生が思い出して、高校にぼたんを持ってきて植栽しないかという話をいただきまして、当時のぼたんまつり実行委員会の会長さんたちと相談させていただき、まさに紫のぼたんを高校の校舎の正面に植栽していただき、やはり管理が大変だということで、1年2年ぐらいはその実行委員の方々が剪定なりに行っていただきました。その後はもう学校のほうで管理するというので、維持管理していくには結構大変だなということは聞いておりますけれども、そういうふうに南部町の花がぼたんということを弘前の人がちゃんと知っていてくれて、こっちにも植えたらどうかと。大変ありがたいお話でありました。そういうことから、今後、町のぼたんとして町内全体にも植栽できるような、先ほど言いました、管理が一番、恐らく、どういう管理、誰が管理するかと、そういう部分も考えながら進めていく必要があると思っております。すみませんでした。少しずれてしまいましたが。

最後に、足の不自由な方や外国人など、誰もが楽しめる園地整備方針についてであります。国では急速な高齢化が進む中、高齢や障害等の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行、いわゆるユニバーサルツーリズムが観光施設においても求められております。バリアフリーなど、歩行の障壁の解消が必要となる対象者は日本の人口のおよそ3分の1と言われており、その方々への対応は全ての観光施設で今後必須の課題であると考えております。

長谷ぼたん園につきましては、ご高齢の方々が好む観光資源ということもあり、これまでもトロッコ運行、エスカレーターなど、歩行の障壁を解消し、手軽に園地を散策できる方法を検討してまいりました。しかしながら、現在、ご高齢の方々や足の不自由な方々については、車両等からぼたんをご観賞いただくか、園地の上からご観賞いただく方法を推奨しております。

今後におきましては、同様の観光施設等を参考にしながら、高齢や障害等の有無にかかわらず、様々な皆さんにぼたんを楽しんでいただけるような園地整備について検討してまいりたいと考えております。

また、外国の方々への対応といたしましては、現在、訪日観光客、いわゆるインバウンドの受入れが再開され、国では2030年の訪日客数、年間6,000万人を目指し、インバウンド産業を強化す

ることとしております。当町においても、観光看板や観光パンフレットに多言語表記を追加するなど、インバウンド対策に努めてまいりました。

長谷ぼたん園につきましても、外国の方々の来園を期待することができる観光資源でもございますので、現在実施しているインバウンド対策を講じつつ、新たにSNSなどのデジタルツールの活用により情報発信を推進していきたいと考えております。

今後も引き続き、ぼたんまつり実行委員会や町観光協会からご助力をいただきながら、町としても誰もが楽しめる長谷ぼたん園を目指して、園地整備や周知方法などを検討していきたいと考えております。

先ほども申しあげましたトロッコ、またエスカレーター、そういうもので対応できないかということを経営の方々と話したんですが、何せ傾斜がやはり厳しいということで、相当やっぱり難しいということでした。それで、上のほうからまず下がってもらって見ってもらう方法、また、車窓から見ってもらう方法ということで取り組んできたわけですが、今後、別な何かいい方法があれば、議員の皆様方からご助言をいただきながら、よりよい整備ができればなと思っております。ただ、課題的には非常に難しいのかなという部分はありますけれども、別な方法でのやり方もあると思いますので、町の花としてしっかり今後も発信していきたいと考えております。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありますか。工藤愛君。

○1番（工藤愛君） ご答弁ありがとうございました。新たな植栽に関しても、十分準備した上で前向きに検討してくださるということで、大変うれしく思っております。ありがとうございます。また、弘前のご友人とのエピソードなど、思い出深いお話を聞くことができました。

私も、個人的ではありますが、とてもお花が好きなので、本当にお花一つ一つに思い出が詰まっている、そして、歴史を刻んでいくものだと思っております。そのように、ぼたんをめぐる人、仲間が増えて、それが結果的に町の盛り上がりにつながっていければなと強く思っておりますので、その思いを共有できたと思ってうれしく思っております。

それでは、ご答弁いただいた中から、何点か再質問をさせていただきます。

まず、今、ぼたんの育成に関して非常に課題になっていることの一つに、苗を販売する業者の減少があると思います。先ほど中館議員から農業振興に関するご質問もありまして、どこを見渡しても担い手不足と高齢化というお話はございますけれども、ぼたんに関しても例外ではなく、

以前は3業者ほどあった苗販売の業者も今年は1店舗プラス苗の出荷のみということでの営業でした。しかしながら、出荷された苗300本はほとんど売り切ったというようなお話も聞いております。そのほかに市場にも出して、また広範囲にも販売されていると。

そうしますと、今までそれぞれの業者に担っていただいていた苗の育成に関しても、だんだんにちょっと支援というか、町としても取組をしていかないといけないのかなと思います。そのことが行く行くはその職員が専門家として活動ができる。もちろん、ぼたんの生産地というのはほかにありますから、そちらから苗を買って、そちらに専門家がいるわけなんですけれども、南部町の中でも苗の育成をすることで、専門家としてさらに東北地方にも苗の販売を広めることができるのではないかなと考えております。

そちらの苗づくりも含めた人員配置としまして、今、除草作業、また、剪定施肥のために、今5名の方が作業に当たられていると認識しておりますけれども、そちらの方たちの作業量に対して、作業員の方たちからどういったお話が出ているか、作業量が多過ぎるとか、もっと人数が必要だとか、そういう話が出ていないのかどうかということに関してご質問いたします。

それから、町内の子供たちに対する取組について、今年は数年ぶりに小中学校に招待券を配布させていただきまして、多くの方がご利用いただいたと思います。最終的にどのぐらいこの招待券で入場された方がいるのかということをお知らせください。

また、町内の学校において、ぼたん園を含めた、ぼたんに関わる学校行事といえますか、単発で植栽等を行っているかもしれない、そこまでは把握されていないかもしれないんですけども、例えば園地に行くような活動があるだとか、そういうことがありましたらお知らせください。

最後ですけれども、ユニバーサルツーリズムのお話がありました。日本全体では3分の1の方が対象と書いてありますけれども、ここ南部町では高齢化率がもう40%に迫る勢いだということを考えますと、さらに多くの方が対象になると思っています。そのことが町内の方の来園、外からは来るんだけど、町民が一体どれだけ来ているかという話題はいつも話が出るんですけども、その一つの原因としては園地の整備に関しても課題になってくるのかなと思います。

ただ、私の考えとしては、ハード面の整備はそこまで、もう大がかりになりますし、町の限られた予算ですので、年間、二、三週間程度のお祭りのためにそこまで整備するというのはちょっと方向としては最優先ではないのかなと考えております。現在のユニバーサルツーリズムの考えは、より多くの方、目に見えた障害だけではなくて、内部の障害ですとか発達の障害、そういうのも抱えた方たちも含めて、いかに想像力を働かせて楽しんでいただくかというソフトの面の整備なのかなと考えています。そう思うと、例えば社協さんであるとか老人クラブさんであるとか、

他団体との連携というのも今後必要になってくるのかなと思うんですが、ぼたんまつりに限らず、イベントに関して他団体との交流等、特にありましたら、そちらをお知らせください。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川村一城君） ただいまのご質問にお答えします。

今、ぼたん園の作業員が5名で行っているということで、仕事量とか忙しくないかというご質問でしたが、そちらに関しては、私たちのほうで今管理している方々からは意見は出ておりません。

あと、今年度の招待券を利用しての利用者の人数ですが、招待券を利用した人数は今年度75名となっております。

あと、ユニバーサルツーリズム対応なんですけども、まず老人クラブとか社会教育団体のほうは、ぼたんまつり実行委員会の方々とまた協議しながら、そういうつながりをつくっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 学務課長。

○学務課長（北上隆広君） 町内の小中学校におけるぼたんに関する活動の取組でございますけれども、現在確認できておりますのは、1つの小学校で、答弁のほうにもございました、植栽を行っているというところのみでございました。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 苗の販売業者の問題は。商工観光課長。

○商工観光課長（川村一城君） すみません、先ほどの苗の業者が前は3業者で、今年はまず1業者ということでなっております。苗の販売についても、まず今、ぼたんまつりの実行委員会の方々と剪定とかを行っておりますので、苗も日本ぼたん協会の方々の事務局ともご相談しながら、育成とか販売についても、来年度、ぼたん協会の総会がございますので、ご教示いただきました

いと思っております。

以上であります。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問ありませんか。工藤愛君。

○1番（工藤愛君） ご答弁ありがとうございました。様々、前向きにご検討いただいていることを感謝いたします。

小中学校の招待券については75名ということで、ちょっと思ったより少ないのかなと思っております。またいろいろ親しむ活動等を提案していきたいなと思っております。

では、最後の質問です。町内周遊についてなんですけれども、観光資源としてこちらのぼたん園を整備されていると思うんですが、南部町では、年度で申しますと、春まつりから始まって、ぼたんまつり、サクランボ狩りと、どんどん自然を生かしたグリーンツーリズムがつながっていっていると認識しています。そして、ぼたん園にいらっしゃる方というのは、法光寺に行ってみただとか、最近ですと聖寿寺も非常にメディアでも話題になっておりますので、そちらにはどうやって行くのかというようなことを質問されることも多うございます。町内周遊に関して、町のほうで何か今後企画していることですか、ハード面の整備ですとか、もしありましたらお答えください。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川村一城君） ただいまのご質問でございますが、町の周回ということになりますけれども、先ほど意見がありました春まつりとか、年間を通した行事予定があります。また、施設等も法光寺、あと長谷寺とかもありますので、そういう観光資源を有効に使ったいろんな周回コースも今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） これで工藤愛君の質問を終わります。

次に、2番、松本啓吾君の質問を許します。松本啓吾君。

（2番 松本啓吾君 登壇）

○2番（松本啓吾君） 第117回南部町議会定例会におきまして、質問の機会をいただきましてありがとうございます。

早速ではございますが、一般質問に入らせていただきます。

厚生労働省の発表によると、地域福祉の担い手である民生委員について、昨年12月の全国一斉改選で、定数約24万人に対し、委嘱されたのは22万5,356人とどまり、定数より1万5,191人もの欠員は戦後最多と見られ、欠員数は3年前の前回に比べ32%も増えました。主な背景には、高齢化に伴う人口減少や地域との付き合いの希薄化と同時に核家族化も進んだこと、また、定年退職後も働く人や共働きの増加により、成り手の中心だったシニア世代や専業主婦への委嘱が難しくなったことがあると考えられます。

一般的に民生委員は非常勤の公務員で、市町村推薦会の推薦を経て厚労相から委嘱されます。子供を見守る児童委員を兼務し、交通費など、活動費は支給されますが、報酬などはありません。民生委員の主な活動は、担当地域の高齢者、障害者、ひとり親などを訪問し、相談を受け、行政などの関係機関と連携して必要な支援に結びつけることがあります。特に近年は、一人暮らしの高齢者や生活困窮世帯の増加、児童虐待の深刻化が増えている中、ニーズも多様化し、なおかつ複雑化しています。民生委員には自治体も期待している一方、当の民生委員側は、訪問や相談支援のほか、地域福祉活動、調査や実態把握、会議や研修など、負担が増してきており、非常に多忙なケースもあります。

そこで、南部町における民生委員の現状についてお聞きします。

1点目に、民生委員の現状についてお聞きいたします。

1つ、南部町における民生委員の環境、例えば処遇や活動内容、任期等はどのようになっていますでしょうか。

2つ目に、現在、南部町において、民生委員欠員の地区数はどのくらいありますかでしょうか。

3つ目に、今までで民生委員欠員の期間はどのくらいありましたでしょうか。

4つ目に、民生委員欠員の地区において、欠員期間の民生委員業務はどのような対応を取っておりましたでしょうか。

先ほども話したように、民生委員の活動の中に一人暮らしの方や高齢者の把握、訪問等もあるかと思いますが、2点目に、南部町における一人暮らしの現状についてお聞きします。

1つ目に、南部町において、一人暮らしの方は何人おられますでしょうか。

2つ目に、そのうち65歳以上の方は何人おられますでしょうか。

民生委員は、子供を見守る児童委員を兼務しています。今年5月、青森県の6児童相談所が2022年度に対応した児童虐待相談件数は2,039件で、1990年度の統計開始以来初めて2,000件を超え、過去最多になったと県のまとめで分かりました。これは、相談しやすい環境が整ってきたことや児童虐待の通告義務に関する社会的認識が高まってきているからではないかと県は分析しています。また、同じ5月に厚生労働省は、ひきこもりが長引いて、親が80代、本人が50代といった状態に陥り、生活に困窮する8050問題を背景に、ひきこもりや介護、貧困などの多様なニーズに対応できるよう、自治体の相談窓口などでの活用を想定したマニュアルを策定する方針を固めました。

そこで、3点目に、南部町における虐待の現状、ひきこもり支援についてお聞きします。

1つ目に、近年の南部町における児童虐待相談、発見の件数はどのくらいありましたでしょうか。

2つ目に、近年の南部町における高齢者虐待相談、発見の相談はどのくらいあったでしょうか。

3つ目に、現在、南部町において、ひきこもりの人や家族らへの支援、取組はありますでしょうか。

ご答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、松本啓吾議員にお答え申し上げます。

まず、民生委員の現状についてであります。民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤特別職の地方公務員となっております。また、児童福祉法に定める児童委員も兼ねております。職務は、担当地区における高齢者や障害者など生活状態の適切な把握のほか、町民の相談に乗ったり、必要に応じて福祉制度を受けられるよう関係機関へつなぐ役割を果たしていただいております。給与の支給はなく、ボランティアとして活動いただいておりますが、活動に必要な経費として、現在、委員1人当たり年額5万4,800円の活動費が支給されております。任期は3年間で、現在の委員の任期は令和4年12月1日から令和7年11月30日までとなっております。

定数につきましては、青森県民生委員の定数を定める条例により、南部町は65人と規定されており、また、県の要領等により、年齢要件は原則として78歳未満、委員1人当たりの担当世帯数

は、町村では70世帯以上200世帯以下と定められております。

次に、欠員に関するご質問についてでございますが、任期満了に伴う民生委員の一斉改選が行われた昨年12月1日現在、欠員は11地区ありましたが、その後において国へ候補者の推薦を行い、欠員は6地区となる見込みとなっております。

今までの欠員期間ですが、6年前の一斉改選では1地区で欠員があり、欠員期間は3か月でありました。3年前の一斉改選では3地区で欠員があり、2地区については1年半ほどで欠員が解消されておりますが、1地区につきましては現在も欠員が続いている状況にあります。

民生委員が欠員の地区におきましては、隣接する地区の委員に対応していただいているところでありますが、隣接地区の委員の負担増あるいは困り事の発見や必要な支援に遅れが生じる可能性がありますので、引き続き候補者の選任に努めてまいりたいと考えております。

次に、南部町における一人暮らしの現状についてお答え申し上げます。

まず、南部町において一人暮らしの方は何人いるかについてでございますが、令和5年5月1日現在の状況は、男性が1,160人で、前年度の1,126人に比べ34人の増、女性が1,583人で、前年度の1,522人に比べ61人の増、全体で2,743人で、前年度の2,648人に比べ95人の増となっております。なお、全世帯数の7,475世帯に占める一人暮らし世帯の割合は36.7%であります。

次に、そのうち65歳以上の方は何人いるかについてでございますが、令和5年5月1日現在の状況は、男性が553人で、前年度536人に比べ17人の増、女性が1,210人で、前年度1,177人に比べ33人の増、全体で1,763人で、前年度1,713人に比べ50人の増となっております。なお、一人暮らし世帯に占める65歳以上の方の割合は、64.3%となっております。町の人口は少子化の影響から今後も減少傾向が続く一方、世帯数はほぼ横ばいで推移しております。また、人口に占める高齢者の比率、高齢者の一人暮らし世帯はさらに増加していくものと考えております。

次に、虐待の現状、ひきこもり支援についてお答え申し上げます。

まず、児童虐待の相談・発見件数でございますが、直近3か年では、令和2年度が5件、令和3年度が7件、令和4年度が12件となっており、いずれも虐待と認定しているものであります。また、高齢者虐待の相談・発見件数につきましては、令和2年度は5件の相談・通報件数に対し虐待認定は5件、令和3年度は4件の相談・通報件数に対し虐待認定は3件であります。令和4年度は、10件の相談・通報件数に対し虐待認定は4件となっております。

次に、ひきこもりの人や家族らへの支援、取組についてでございますが、町では心の健康相談や電話・メールによる心の相談を随時行っているほか、ひきこもりに関する県の相談窓口なども紹介しております。ひきこもり状態にある方はそれぞれの事情を抱え、生きづらさと孤立の中で

日々葛藤しているであろうということに思いを寄せながら、本人やご家族に時間をかけて寄り添うことが大切であるという認識の下、対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありませんか。松本啓吾君。

○2番（松本啓吾君） ご答弁ありがとうございました。

民生委員の欠員地区に関しましては、当初11地区が現在は6地区への減少ということで、地域、地区の方々も含め、行政側でいろいろな努力等々があったということが理解できました。

また、欠員の地域に関しては隣接地区ということで、結構それなりに1人でも70から200人という方を見る中でのキャパというんですか、仕事量が増えてきているということで、やはりこの欠員をなくすということはかなり重要なことだと思っています。さらに、一人暮らし、特に65歳以上の方が年々増えてきているという数値も出ていますので、こういったことから民生委員の活動は本当に重要であり、欠員の増加には歯止めをかけていかなければならないのではないかと思います。

全国民生委員児童委員連合会による昨年3月の調査では、64%が民生委員の名称を知っていましたが、役割や活動内容まで知っていたのは僅か5.4%でした。町民への周知と理解のほか、幅広い層に参加を呼びかけることも大切だと思われまます。

神戸市においては、地元学生に民生委員の活動を体験する取組を実施したり、民生委員の活動を補佐する協力員を置いている自治体もあります。別件ですけれども、今朝の新聞では、南部町において聖寿寺館ガイドに高校生が加入したという記事も載っておりました。幅広い層に周知と理解、この取組のほかに、働きながら活動できる環境の整備や活動内容の見直しも必要になってくると思われますが、南部町において今後の民生委員の欠員への対策、取組と検討等、もしありましたら、ご質問いたします。

また、児童や高齢者の虐待相談等々も何件か近年では見受けられて、やはり認定されているということがあります。発見の際の対応、取組、また認定までの期間、結構いろいろな様子を伺ったりということもあると思いますけれども、近年、ニュースでは相談に来ていたけれども、認定期間のうちに物事が進んでしまうというケースも見聞きしておりますが、南部町においてはその経過観察期間の対応等はどのようになっておりますでしょうか。こちら、ご質問したいと思えます。

○議長（夏堀文孝君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 民生委員の欠員についての対策ということでございますけれども、議員がおっしゃるとおり、民生委員の業務を分かっていない方、もしかしたら町民にもいらっしゃるかもしれません。この辺のところは今まで広報などで周知したことはなかったかなと記憶してございますので、民生委員についての理解への呼びかけというのは周知してまいりたいと思っております。

後任候補者ですけれども、私たちも地域にどういう方がいらっしゃるのかということまで全ては把握できておりませんので、現在は地元の町内会長さん、あるいは行政員さんの方にお声かけして、あとは退任される民生委員さんがいらっしゃれば、どなたか候補を務めていただける方はいらっしゃらないかということをお伺いしながら推薦事務は進めてございました。地元でどうしても説得が難しいなということであれば、町としても候補者のお宅に伺って、民生委員の活動ですとか協力の依頼はさしあげたいと考えているところでございます。

あともう一つ、民生委員の地区70から200ということでございますけれども、民生委員がどこの地区を担当するかというのは実は民生委員さんたちが決めることでございます。どうしても欠員が長引くようであれば、担当地区の見直しというのも当然考えていかなければならないことではございますので、毎月、民生委員・児童委員の月例会が行われておりますので、必要があれば今後そういったことも問題提起しながら見直しを図っていかなければならないと思っているところでございます。

続きまして、高齢者の虐待についてでございますけれども、相談・通報件数、直近3か年で19件でございました。そのうち、高齢者の虐待と認定したケースは12件でございます。高齢者虐待防止法によりまして、連絡があった際には72時間以内に職員が行って事実確認をすることと規定されてございますので、そちらのほうは法律にのっとって速やかに事実確認は行ってございます。

12件のうち、施設に入所したり入院したりといったケースが8件ございます。これは大体、通報いただいてから1か月ぐらい以内には施設のほうに入所手続をしたり、どうしても病気などがあつた際には入院につなげたりというふうにしてございます。あと緊急性がないケースというのもございまして、そちらについては集中支援ということで、定期的な訪問ですとか、養護者へ、虐待とは言葉にはしませんけれども、指導は行っているという現状でございます。

以上になります。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問ありませんか。松本啓吾君。

○2番（松本啓吾君） ご答弁ありがとうございます。

やはり民生委員の欠員をなくすという中での理解というものも一つ補充という部分で大事なんですけども、やはり一番最初に話した業務量の多さ、また、見る人というところが負担になりつつあるのではないかと考えております。

先ほどのいろいろご相談があった部分の経過観察に関しましても、24時間365日見られるわけではないので、そういった部分は1人の力に頼るのではなくて、民生委員一人一人の活動軽減のためにも、支え合いの地域づくり、地区づくりが大切になってくるのではないかと考えております。

南部町においては、家族や仲間同士のコミュニケーションを深める助成事業として、鍋条例推進事業やご近所ふれあいサロン活動事業などがあります。その中でも、地域の皆さんと一緒に支え合いの地域づくりを推進する南部町生活支援体制整備事業があります。これは、地域の多様な主体が連携を図り、地域の皆さんが主体となって助け合い、支え合い活動ができる地域づくりを進める事業とあります。民生委員が各家庭を訪問するだけでなく、地域全体が声をかけ合い、例えば健康診断とか受けようよと近隣の隣同士が声をかけ合って訪問して、また様子を見るとか、個々の訪問のほかにも、地域、地区の中で寄り合い、集まったりして情報交換をして親睦を深める、こういったことが大切になってくるのではないかと考えております。町長がよくおっしゃる自助、公助、共助、行政だけに頼るのではなくて地域全体で支え合い、結の形成、これが大事になってくるのではないかと考えています。

国の調査では、ひきこもりのきっかけは様々ではありますが、その中には新型コロナウイルス禍を挙げる人もいました。コロナ禍で外出を自粛し、人との交流の機会が減少したことに慣れてしまって、今でも外に出る機会がなくなっているという話も聞きます。また、今年度、小中学校統廃合により、児童との交流の機会がなくなった地域もあるかとは思いますが。

コロナ禍が緩和された今年の春には、ポケットパークにたくさんの子供たちが元気に遊ぶ姿がありました。これは町長もご覧になったかと思えます。休日であれば、父兄もそこに集まるかもしれません。コロナ禍が緩和された今だからこそ、地域での交流の場、子供から高齢者まで交流できる機会づくりが必要だと思えます。助け合い、支え合いの地域づくりは、民生委員の活動負担軽減の一助になると思えますが、地域での交流の場、交流のきっかけとなるような何か取組等が今後あれば、お考えがありますでしょうか。最後の質問とさせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 民生委員の欠員補充ということで、業務量の多さというご質問がございました。民生委員の皆様方には、あくまでも行政と住民のパイプ役でいいんですよと、あなたが全て相談事を解決しなくてもいいんですよということは機会あるごとにお知らせしてございますので、できるだけ負担の軽減を図るように努めてまいりたいと思っております。

あと支え合いということで、町でも全く同じ考えは持っております。民生委員ですとかほのぼの交流協力員さんですとか、見守りする体制はございますけれども、決して万全ではないと思っております。やはり、これから地域の高齢者というのは地域の方で支えていっていただかなければならないというのは全く町でも同じ考え方でございまして、国の地域包括ケアシステムあるいは地域共生社会とも通じる考え方でございますので、生活支援体制整備事業を行っておりますけれども、地域の高齢者を地域で支えなければならぬよということを地元の方に理解していただいて動いていただくということになりますので、なかなか一朝一夕というわけにはいかないかもしれないと感じております。時間がかかる事業であることをご理解いただき、町としてもそういう地域づくり、地域力を高めていくということが大切ですよということは周知啓発に努めてまいりたいと思っております。

あと、交流のきっかけの取組ということでございますけれども、当課限らず、町としてそのような事業があれば企画立案していくことになると思っておりますし、地域ということではないかもしれませんが、昨年度、ゲーム機を使った頭の認知予防ということで、県からゲーム機を借りて取組を行ってございました。昨年の認知症セミナーにおきまして、そういう紹介するコーナーを設けたわけでございますけれども、子供さんと高齢者の方が教え合ったり一緒に楽しんでいる姿というものも見受けられましたので、地域の取組というわけではないですけれども、今年度もゲーム機を借りられる見込みでございますので、そういった機会を設けていきたいと考えているところでございます。

以上になります。

○議長（夏堀文孝君） これで松本啓吾君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、6月7日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

(午前11時59分)

令和5年6月7日（水曜日）

第117回南部町議会定例会会議録

（第3号）

第117回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

令和5年6月7日（水）午前10時開議

- 第 1 報告第 11号 令和4年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 2 報告第 12号 令和4年度南部町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について
- 第 3 報告第 13号 一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について
- 第 4 議案第 45号 南部町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 46号 南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 47号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 48号 南部町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 49号 南部町老人福祉センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 50号 南部町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第 10 議案第 51号 字の区域の変更について
- 第 11 議案第 54号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第2号）
- 第 12 議案第 55号 令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 13 議案第 56号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 14 請願第2号 （仮称）法光寺多目的交流館に関する請願書
- 第 15 常任委員会報告
- 第 16 委員会の閉会中の継続調査の件
- 第 17 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	工藤	愛君	2番	松本	啓吾君
3番	久保	利樹君	5番	坂本	典男君
6番	滝田	勉君	7番	西野	耕太郎君
8番	山田	賢司君	9番	八木田	憲司君
10番	中舘	文雄君	11番	工藤	正孝君
12番	夏堀	文孝君	13番	沼畑	俊一君
14番	根市	勲君	15番	馬場	又彦君
16番	川守田	稔君			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤	祐直君	副町長	佐々木	俊昭君
総務課長	西舘	昌男君	企画財政課参事	金野	貢君
交流推進課長	下井田	耕一君	税務課長	松原	浩紀君
住民生活課長	夏堀	勝徳君	福祉介護課長	戸室	正樹君
健康子ども課長	夏坂	和徳君	農林課長	石橋	一史君
商工観光課長	川村	一城君	建設課参事	松橋	悟君
会計管理者	藤嶋	健悦君	医療センター参事	岩間	雅之君
市場参事	馬場	均君	教育長	高橋	力也君
学務課長	北上	隆広君	社会教育課長	柳久保	正弘君
農業委員会事務局長	野月	正治君			

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩木	育子	総括主査	坂本	裕昭
主事	松本	和香			

◎開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第117回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

(午前10時00分)

◎報告第11号の上程、説明、質疑

○議長（夏堀文孝君） 日程第1、報告第11号「令和4年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） おはようございます。

それでは、議案書の5ページをお開き願います。

報告第11号「令和4年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について」ご説明申し上げます。

令和4年度南部町一般会計予算に計上した事業のうち、令和5年度に繰越した経費が確定しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、繰越計算書により報告をさせていただくものでございます。

6ページをお開き願います。

2款1項のコンビニ交付導入事業から11款2項の公共土木施設災害復旧事業までの4事業、総額5,195万5,000円について、表記載の財源をもって令和5年度に繰越しし、実施するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。

これで報告第11号を終わります。

◎報告第12号の上程、説明、質疑

○議長（夏堀文孝君） 日程第2、報告第12号「令和4年度南部町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課参事（松橋悟君） 議案書の7ページをお開き願います。

報告第12号「令和4年度南部町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について」ご説明申し上げます。

報告理由に記載のとおり、継続費を設定しております、あかね浄化センター建設事業の令和4年度事業費のうち、令和5年度に繰越しする事業費が確定いたしましたので、繰越計算書により報告させていただくものでございます。

8ページをお開き願います。

2款1項あかね浄化センター建設事業に係る令和4年度継続費予算現額4億1,956万3,000円のうち、年度内に支出が終わらなかった事業費2億369万4,000円を翌年度に逓次繰越するもので、繰越額の財源内訳は、国庫補助金9,942万2,000円、地方債1億420万円、一般財源7万2,000円でございます。

なお、残額と翌年度逓次繰越額との差額1,476万3,000円につきましては、前年度逓次繰越分の不要額となります。

以上で説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。

これで報告第12号を終わります。

◎報告第13号の上程、説明、質疑

○議長（夏堀文孝君） 日程第3、報告第13号「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（川村一城君） 議案書の9ページをお開き願います。

報告第13号「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法の規定に基づき、一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況を説明する書類を提出し、経営状況について議会に報告するものでございます。

それでは、令和4年度の事業報告をご説明申し上げますので、別添資料「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」をご準備いただき、2ページをお開き願います。

初めに、組織及び運営状況についてでございますが、設立・組織の改廃状況、評議員会、理事会の開催状況はご覧のとおりでございます。

3ページをお開き願います。

令和4年度の事業の実施状況についてでございますが、1. 温泉保養館「バーデーハウスふくち」の管理運営状況の（1）公益事業（水泳指導事業及び健康指導事業）から、4ページをお開きください。ページ下段、（9）職員研修事業の状況までは、記載のとおりとなっております。

5ページをお開きください。

ページ上段、（10）利用者の状況でございますが、利用者数は前年比約1.5%、2,594名の増で17万5,396名となっております。利用者が増えた主な要因につきましては、バーデパーク30周年ありがとうキャンペーンや青森県老人クラブ連合会向け宴会企画など、健康増進公社によるウィズコロナでの独自の集客企画によるものであります。

(11) 収支の状況ですが、収入9,743万6,000円に対し、支出9,134万円で、差引きは609万5,000円となっております。

続きまして、ページ中段、2. 総合交流ターミナル「アヴァンセふくち」の管理運営状況についてでございますが、(1) 利用者の状況は、前年比約43.2%、1,673名の増の5,547名で、宴会・会合は、前年比約27.2%、131名増の613名となっております。利用者が増えた主な要因につきましては、全国旅行支援及び県のお出かけキャンペーン、町独自の文化・スポーツ合宿補助事業などによるものであります。

6 ページをお開き願います。

ページ上段、(5) 収支の状況でございますが、収入3,027万3,000円に対し、支出2,268万円で差引きは759万3,000円となっております。

次に、3. 「ふくち屋外プール」の管理運営状況についてでございますが、ページ下段、(4) 利用者の状況は、7月はコロナ、8月は天候不順により、前年比約11%、33名の減で266名となっております。(6) 収支の状況でございますが、収入222万1,000円に対し、支出222万2,000円で差引きは1,000円の支出超過となっております。

7 ページをお開きください。

4. 「ふくちアイスアリーナ」の管理運営状況についてでございますが、下段の(3) 利用者の状況は、アイススケートで、2月の国民体育大会アイスホッケー競技会など、団体利用者の増により、前年比17.3%、5,288名増で35,823名となっております。

8 ページをお開きください。

ページ上段、(7) 収支の状況でございますが、収入3,368万2,000円に対し、支出2,870万7,000円で、差引きは497万5,000円となっております。

5. 「レストラン」の運営状況でございますが、(1) 営業の状況、レストラン飲食の提供は前年比約4.9%、716名増の1万5,135名、宿泊及び合宿食事提供は、先ほどご報告いたしました「アバンセふくち」宿泊者数の増加に伴い、前年比約38.2%、3,422食増の8,753食、宴会飲食の提供は、前年比約213.8%、41件増の77件となっております。(3) 収支の状況でございますが、収入3,422万7,000円に対し、支出3,578万1,000円で差引きは155万4,000円の支出超過となっております。

9 ページから12 ページまでは、第31期の決算報告書となりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

13 ページをお開き願います。

こちらは、これまで説明いたしました部門別の収支状況でございまして、5つの部門の収入合計1億9,783万9,000円に対し、支出は1億8,073万円となり、差引きは前年度比約368.4%増の1,710万9,000円となっております。

14ページから18ページまでは、各施設開設以来の年度別入館者数、利用者数、宿泊者数の推移となります。

なお、別紙1から別紙4の資料は、令和4年度における月別の利用者数の推移となっております。

以上で、南部町健康増進公社の経営状況について説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。

これで報告第13号を終わります。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第4、議案第45号「南部町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（西舘昌男君） 議案説明資料の3ページをお開き願います。

議案第45号「南部町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

趣旨であります。国の職員のサービスの宣誓に関する政令の一部改正に準じ、町職員のサービスの宣誓の実施方法の見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容であります。任命権者等の前で宣誓書に署名する規定を削除し、宣誓書を任命

権者に提出することのみを規定するものでございます。

施行日は公布の日であります。

以上で、議案第45号の説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第5、議案第46号「南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（西館昌男君） 説明資料の4ページをお開き願います。

議案第46号「南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

趣旨であります。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが令和5年5月8日から5類感染症へ移行したことを受け、新型コロナウイルス感染症の防疫作業手当の特例を廃止するなど、所要の改正を行うものであります。

改正の内容であります。新型コロナウイルス感染症防疫作業に係る特例を規定する制定附則第3項及び第4項を削除し、今後、防疫作業手当の支給対象とする感染症については、第11条で規則に委任することを規定するものであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の危険性が低くなったと判断されて、5類感染症に移行したものであることから、令和5年5月8日以降は、同感染症の防疫作業に従事した場合であっても、防疫作業手当は支給されないものであります。

施行日は公布の日であります。

以上で、議案第46号の説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第46号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第6、議案第47号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（松原浩紀君） 説明資料の5ページをお開き願います。

議案第47号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、電気・ガス・食料品等の価格高騰による生活費の負担増を踏まえ、国民健康保険被保険者を経済的に支援するため、令和2年度から昨年度までに引き続き、国民健康保険税を減税するため、所要の改正を行うものであります。

なお、本条例の改正案につきましては、国民健康保険運営協議会において承認を得ているものでございます。

内容につきましては、これまでと同じく、国民健康保険税、医療保険分の被保険者均等割額2万6,400円を1万6,400円に1万円引き下げ、それに伴う軽減額に関する条項も改正するものでございます。

なお、この減税による歳入の減額分につきましては、国民健康保険財政調整基金を繰入れて対応することとしております。

施行日は公布の日であります。

議案第47号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第47号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第7、議案第48号「南部町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 説明資料の6ページをお開き願います。

議案第48号「南部町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

趣旨でございますが、子育て支援のさらなる充実を目的として、子ども医療費給付の所得制限を撤廃するため、所要の改正を行うものです。

内容でございますが、本条例は、子育て支援の充実のため、子供に係る医療費の一部を給付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、子供の保健の向上と健全な育成について定めているものです。

現在は児童手当の受給基準に従って所得制限を設けておりますが、所得制限を撤廃するため、第3条に規定する給付の対象者から別表に規定する所得基準額以上の者を除く条文を削除するものです。

施行日は公布の日。経過措置として、令和5年4月1日以後に受けた療養の給付に係る医療費の給付について適用するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第48号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第8、議案第49号「南部町老人福祉センター条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 説明資料の7ページをお開き願います。

議案第49号「南部町老人福祉センター条例等の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨であります。青森県の公衆浴場入浴料金の価格の一部が改正されたことに伴い、町所管施設の入浴料金を改めるため、改正を行うものでございます。

入浴料金を改める施設ですが、名川老人福祉センター、ぼたんの里、ゆとりあ、チェリウスの4施設でありまして、料金は県の改定に合わせ450円を480円、150円を170円にそれぞれ改定する

ものがございます。

8ページをお開き願います。

施行日ではありますが、料金改定の周知期間を設けることから、令和5年9月1日とするもので、また、料金改定前に購入したチェリウスの回数券につきましては、料金改定後も値上がり分の差額料金を支払うことなく使用できることとするものがございます。

議案第49号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第49号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第9、議案第50号「南部町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（西舘昌男君） 説明資料の9ページをお開き願います。

議案第50号「南部町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例を廃止する条例の制定について」ご説明いたします。

趣旨であります。個人情報の保護に関する法律の改正及びこれに伴う条例・規則等の整備により、電子計算機処理に係る個人情報の保護に関し、個別の条例で定める必要がなくなったため、条例を廃止するものであります。

施行日は公布の日であります。

以上で、議案第50号の説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第50号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第10、議案第51号「字の区域の変更について」を議題とします。

本案について説明を求めます。農林課長。

○農林課長（石橋一史君） 説明資料の10ページをお開き願います。

議案第51号「字の区域の変更について」ご説明いたします。

趣旨でございますが、青森県が施行した土地改良事業のほ場整備工事の完了により、字区域を変更するもので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、平成30年度から着手していた県営名川第二工区地区経営体育成基盤整備事業により実施されたほ場整備工事が完了し、田畑の形状の変更が行われたため、大字相内字荒田1番地1以下121筆及び道路・水路の字の区域を変更するもので、編入する字及び編入される字、筆数は、下表及び次の11ページ、その次の12ページに記載のとおりです。

続きまして、13ページをお願いいたします。

こちらは、名川第二工区の区画整理前の図面に字区域の変更となる部分を着色して示したものです。

また、次の14ページの字区域変更概要図は、区画整理後の図面に編入される字区域を色別に示したものです。

以上で、議案第51号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第51号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第11、議案第54号「令和5年度南部町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） それでは、議案書をご準備いただきまして、35ページをお開き願います。

議案第54号「令和5年度南部町一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に2億4,043万3,000円を追加し、予算総額を112億8,563万5,000円とするものでございます。

38ページをお開き願います。

第2表、地方債の補正でございます。

上段は、上川原集会所の建設工事に係る単価入替えによる工事費の増に伴い、発行する集会施設整備事業債の限度額を750万円増額し3,520万円とするものでございます。

下段は、道路橋りょう新設改良事業の国庫補助金の減により、道路橋りょう整備事業債の限度額を2,410万円増額し1億8,730万円とするものでございます。

46、47ページをお開き願います。

歳出の主なものから説明いたします。

中段、2款1項の1行目、6目企画費は、コミュニティ助成事業に正寿寺地区の伝統芸能用品整備事業が採択になったため、18節補助金に180万円を計上し、財源として助成金180万円を充当するものでございます。

なお、特定財源欄の県補助金32万2,000円は、連携中枢都市圏で行うエイトベース事業が、県の元気な地域づくり推進事業の採択になったことから、これを充当し一般財源を減額する補正を行うものでございます。

その下、7目地方創生推進費は、被災経験の少ない子供やその保護者を対象として、防災教育の推進及び地域全体の防災意識の向上を目的とした、親しみやすい防災イベントを開催すること

とし、開催に係る経費89万6,000円を計上し、財源として同じく県の元気補助金を59万7,000円充当するものでございます。

4行目、9目自治振興費は、地方債補正でも申し上げましたとおり、上川原集会所の建設に係る単価入替えによる工事費の増により、12節委託料及び14節工事請負費に合わせて493万円を追加し、財源として町債を750万円増額するものでございます。

下段、3款1項1目社会福祉総務費は、民生委員活動費の単価が見直しされたことから、12節に13万1,000円を追加し、財源として県補助金13万円を充当するものでございます。

48、49ページをお開き願います。

上段、3款1項7目国民健康保険事業費は、コロナ対策に引き続き、物価高騰対策の一環として今年度においても国保税の特別減税を実施することに伴い、基盤安定負担金に係る繰出金を1,229万8,000円減額し、財源である県の補助金も922万4,000円減額するものでございます。

中段、3款2項1目児童福祉総務費は、4月の臨時会で補正計上した物価高騰対策の子育て世帯生活支援に関し、給付対象が19歳まで拡大されたこと及び県による低所得子育て世帯への上乗せ給付が行われることとなったことから、これらの給付金として18節補助金に1,450万円を追加するほか、19節扶助費は議案第48号でご議決をいただいた子ども医療費の所得制限撤廃に伴う医療費の増額分として103万4,000円を追加するものでございます。

その下、2目保育所費は、障害児保育対策事業に係る保育単価及び対象児童数の増により310万5,000円を追加するものでございます。

下段、4款1項3目予防費につきましては、次のページをお開き願います。

まず、12節委託料の説明欄の1行目、総合健康管理システム改修業務54万5,000円及び、2行目の予防接種番号制度改正対応システム改修業務64万4,000円は、子宮頸がん、9価HPVワクチンの定期接種化に伴うシステム改修経費を追加するものでございます。

これら以外の3目の補正は、新型コロナウイルスワクチンの9月までの接種に係る経費を各節合わせて2,725万6,000円追加するもので、財源は全て国庫支出金を充当するものでございます。

下段、6款1項3目農業振興費は、18節補助金に現下の農業資機材、燃料費等の高騰により経営が圧迫されている農畜産業者を支援するため、経営規模に応じ最大30万円を給付するもので、1億8,495万円を計上するものでございます。

また、7節報償費28万8,000円、8節旅費41万9,000円、10節需用費のうち燃料費1万円及び13節自動車借上料4万円は、新聞スクラップコンテストを通じた沖縄県うるま市の小学校児童とジュノハートのエピソードがあったことから、同小学校へジュノハートを届け、果樹の里南部町

をPRするための経費を計上するものでございます。

その下、5目果樹振興費は、ジュノハートの規格外品の有効活用と消費拡大を図るため、加工品の試作委託料及び原材料費を合わせて130万円追加するものでございます。

52、53ページをお開き願います。

2段目、7款1項1目商工業振興費は、三町食べ歩きスタンプラリー事業が県の元気補助金に採択となったことから、これを充当する財源更正を行うものでございます。

その下、2目観光費は、コロナ禍を耐え忍んだ町民の皆様への感謝とアフターコロナへ向けた経済刺激策の一環として、役場庁舎を会場とし（仮称）町民感謝祭を開催することとし、18節に実行委員会の補助金180万円を計上するものでございます。

3段目、8款2項2目道路橋りょう新設改良費は、国の社会資本整備総合交付金が減額配分となったところですが、国庫補助金の減額分につきましては、地方債補正で説明したとおり、町債を2,410万円増額するほか、公共施設整備基金を2,410万円取崩し、当初計画どおり道路整備等を実施するものでございます。

下段、9款1項3目防災費は、苫米地中町内自主防災会の防災活動事業がコミュニティ助成事業の採択になったことから、18節補助金に200万円を計上し、財源として助成金を同額充当するものでございます。

54、55ページをお開き願います。

10款5項2目保健体育施設費は、ふるさとゆかりの偉人マンガの製作と活用事業がB&G財団助成の採択となったことから、18節補助金に305万6,000円を計上し、財源として財団の助成金300万円を充当するものでございます。

ページを戻って、44、45ページをお開き願います。

歳入のうち、特定財源として充当されるものについては歳出でそれぞれ説明したとおりでございますが、本補正予算の不足する財源につきましては、2段目の18款2項1目財政調整基金を1億9,618万円取崩し対応をするものでございます。

議案第54号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。1番、工藤愛君。

○1番（工藤愛君） 2点質問をお願いします。

1点目、48、49ページ、3巻2項2目保育所費の障害児・ふれあい保育事業で、障害児対象者の増加というような説明があったと思うんですけども、現在、町内の保育所に在籍している障害児の数をお知らせください。

2点目の質問です。

52、53ページ、7款1項2目観光費、町民感謝祭についてお伺いします。

時期はいつ頃で、内容はどんなもので、実行委員のメンバーというののはどのように編成されたのかお知らせください。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 48、49ページの障害児・ふれあい保育事業の利用者ということですが、この利用者は町内外を利用している方で5名の見込みでございます。

以上になります。

○議長（夏堀文孝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川村一城君） 工藤愛議員のご質問にお答えいたします。

町民感謝祭の開催時期ですが、実行委員会を立ち上げての計画となりますので、詳細については実行委員会のほうで計画することになります。

委員のメンバーについては、本事業の企画及び運営に必要な団体、個人事業者等の代表者で組織する実行委員会を設立し、事業内容を検討していきたいと思っております。主な内容といたしましては、庁舎前の芝生におきまして、町内商店の出店やキッチンカーによる飲食イベントを考えております。

以上であります。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑ありませんか。11番、工藤正孝君。

○11番（工藤正孝君） ページは50、51ページ。

6款農林水産業費、1項農業費、果樹振興費の委託費、加工品試作業務110万円、聞き逃したの

かもしれません、何をどのように加工して試作するのですか。教えてください。

○議長（夏堀文孝君） 農林課長。

○農林課長（石橋一史君） ページは50、51ページになります。

6款1項5目果樹振興費でございますが、こちらはジュノハートの規格外品の加工品を開発するものでございます。

現在、ジュノハートは、デビューから5年目となりますが、収量が増えるとともにジュノハートとして出荷できない規格外品も増えてくることとなります。ジュノハートを生果として楽しんでいただける期間は2週間でありますので、規格外品を使って通年で、新たな町の特産品となるような商品を開発するというので、その試作品を製作するための費用を計上したもので、委託料と原材料費を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 11番、工藤正孝君。

○11番（工藤正孝君） 規格外品ということですけど、その中身ですね、どういうふうな加工品、真空パックとかカットだとかいろいろあると思うんですけど、けっこうお金がかかります。試作ということであればいろんな試し、今言ったようなものを何種類も試作するのかなと思いますけれど、そこまではまだ決まってないんですか。

○議長（夏堀文孝君） 農林課長。

○農林課長（石橋一史君） 試作品でございますが、内容はこれから専門家の方をお願いしたいと考えておまして、具体的にはまだ決まっておりません。

様々ジュース類ですとか、デザート関係になるのか、まだ、詳細はこれから検討していくことになりますので、具体的な内容については決定してございません。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 11番、工藤正孝君。

○11番（工藤正孝君） いわゆる6次産業化とふうに流れていくと思いますけれど、こういった工場で作るものは賞味期限というものが必ず付いてまわると思うんです。せっかくジュノハートの規格外も大事に使って町のPRという話がありましたけれども、かえってですね、お金をかけて売れなくて賞味期限がきて廃棄となったら、ただ単に大きな損失が出てくると思うんです。

また、試作品を町で試作して、農業者に対して規格外品を集めますよ、買いますよ、そういうふうにやって販売しましょうという方向にいくのであればですね、十分そういった賞味期限を考えながら、また、商売として売れるようなものを開発していかないと、ただ単に失敗に終わってしまうのかな、残念な結果になるのかなと思います。

また、ジュノハートの名前もですね、そこでちょっと落ちていくことがないように気を付けて試作をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑ありませんか。8番、山田賢司君。

○8番（山田賢司君） ページ数が54、55ページでございます。

保健体育費の18節負担金補助及び交付金の中の補助金、ふるさとゆかりの偉人マンガの製作と活用事業とありますが、これ、どのようなことを考えておられるのか、お知らせください。

○議長（夏堀文孝君） 社会教育課長。

○社会教育課長（柳久保正弘君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

本事業は、B&G財団の助成事業を活用し、南部町ゆかりの偉人として、白華山法光寺、37世住職、檜山大典氏を題材に、小学生向けのマンガを製作し学校等での活用を図るものでございます。

また、事業の実施に当たり、本助成事業の必須要件である偉人マンガ製作活用検討委員会の組織を立ち上げ、マンガの製作から発行、そして、その後の活用についても協議するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 8番、山田賢司君。

○8番（山田賢司君） 今、組織を立ち上げて製作、その他を行うというふうな話でしたけれども、せっかく組織を作るのなら、偉人になる人もどういう人を選ぶかっていうのも組織で選んだほうが広く意見が出るのではないかなと思うんですけども、今ここで、檜山さんということで名前が上がったわけですけども、せっかく作るのであれば、南部町の歴史観を含めながら、いろんな人物等も登場させながら、そういう部分での歴史マンガ的なものも考えた方がいいのではないかなと思うわけですけど、その辺はどうお考えになるのかお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 社会教育課長。

○社会教育課長（柳久保正弘君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

本事業につきましては、B & G財団の助成金を受けることをご説明申し上げます。助成事業の申請につきましては、本年2月21日付で申請、4月10日付で助成決定通知を受けております。

申請は、檜山大典氏を題材として助成決定がなされております。

検討委員会では、今後の事業の活用等について検討することになると考えております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 8番、山田賢司君。

○8番（山田賢司君） 中身的には分かりましたけれど、あとひとつ、ちょっと気になってることがありまして、今、議会で議論する前に新聞報道でこの話がなされております。私たち、議員として議論もなされていない部分が報道でなされるっていうのは、ちょっと私自身疑問に残るものがございます、議会として、議長にお願いですけども、その辺やはり報道各社とですね、やはり議論の報道ということで是非お願いしたいなと考えておりますので、議長よろしくその辺は考えていただければと思います。

これ、何で言うかということ、新聞報道になると、採択されたと、決まると、そういう印象を町民の方々が持ちまして、私のほうにも何人かが「これ、決まったの」という話をされました。そういう中で、やはり議会でも議論がなされていないものをいち早く報道されるというのは、ちょっと心外な部分もございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） はい。答弁はいらないですか。はい。

ほかに質疑ありませんか。16番、川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 51ページ。農業経費高騰緊急対策支援事業についてお伺いします。

内容自体はよろしいと思います。そこで伺いたいのはですね、一般財源、財政調整基金を取崩すということですので、最終的にですね、今、町が持っている、町が自由に使える財政調整基金ですね、それはいくらぐらいになってますか。

それから、何十億かの財政調整基金があるんですけども、自由に使っていい部分もあれば、もう使い方が決められてるっていうような、そういう内容だと私は理解してるんですが、その詳細も含めて教えていただけないでしょうか。

○議長（夏堀文孝君） 企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） お答え申し上げます。

財政調整基金の残高でございます。

令和4年度末現在でございまして、25億6,973万8,000円の残高がございます。なお、これにつきましては、令和4年度の最終的な決算が確定しますと、プラスで歳計余剰金の積立が条例に基づいて行われますので、その分が追加されるということでご承知おきください。

本補正予算で財政調整基金の取崩しを計上させていただいておりますが、当初予算で計上した財政調整基金の取崩しと合わせて、先ほど申しました令和4年度末残高から取崩したとしますと、令和5年度末の残高が19億9,734万9,000円という予算上の残高ということになります。

また、使途が決められている基金、あるいは自由に使える基金ということでございますが、財政調整基金は自由に使える基金ということでご承知いただいて大丈夫と思います。

このほかに、減債基金というものがございまして、地方債の償還に充てるための財源でございます。先ほどと同じく令和5年度末残高の見込額で申しますと29億4,627万円。

そのほか、特定目的基金としまして、町で保有しておりますのが公共施設整備基金。これは、将来、町の様々な施設の整備、あるいは維持補修などの財源として保有している基金でございます。令和5年度末の見込額でございますが27億889万7,000円。

そのほか、地域福祉基金ということで、これは少額でございますが、地域福祉のために役立て

る基金でございまして、令和5年度末の見込みが4万7,000円。

それから、ふるさと活性化対策基金としまして、これも少額ではございますが1,046万2,000円。

そのほか、下水道事業債償還基金としまして、下水道事業で行って地方債を発行しておりますが、その償還に充てるための基金でございまして、令和5年度末の見込みは2億5,253万5,000円。

それから、地域振興基金としまして、これは市町村合併の際に合併特例債を使用しまして積立てた基金、それから、ふるさと納税で前年度いただいたものをここに積み立てるということをしておりまして、令和5年度末の見込みが20億2,280万4,000円。

それから、森林環境整備基金ということで、森林環境譲与税を使い切れなかった分を積立てて、翌年度それを取崩して使うということをしておりますが、これにつきましても1,107万3,000円の残高ということが見込まれております。

なお、ただいま申し上げました数字は、先ほど申しましたように、令和4年度の決算が確定しますと歳計余剰積立がありました。今後、補正によって動く数字であるということをご承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 16番、川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 何年か前にですね、町が自由に使える金額っていうのが三十四億かそのくらいと答弁をいただいたような気がします。

このご時世ですから、様々な町独自のスピード感ある対応っていうのは必要なのかなと思いますが、そんなに、たいして余裕のありそうな金額でもなさそうだなとそう思うのは私だけかもしれませんが、大切に使ってもらいたいなと思っております。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第54号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長（夏堀文孝君） ここで、11時15分まで休憩します。

（午前10時59分）

○議長（夏堀文孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時15分）

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第12、議案第55号「令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 議案書の59ページをお開き願います。

議案第55号「令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、議案第47号でご審議いただきました国民健康保険税の減税に伴い、歳入の国民健康保険税の減税に伴う減額分を財政調整基金繰入金で補てんするものとなっております。

66、67ページをお開き願います。

歳入について説明いたします。

1款1項1目1節医療給付費分現年課税分を2,970万2,000円減額し、5款1項1目2節国民保

険基盤安定負担金を1,229万8,000円減額し、5款2項1目1節財政調整基金繰入金を4,200万円増額するものです。

議案第55号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第55号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第13、議案第56号「令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課参事（松橋悟君） 議案書の71ページをお開き願います。

議案第56号「令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

第1条、継続費の変更でございます。

72ページをお開き願います。

第1表、継続費の補正でございます。

2款1項あかね浄化センター建設事業の継続費総額の増額並びに年割額の変更をするものでございます。継続費の総額につきましては、近年の資機材高騰に伴い13億7,007万9,000円に2億5,881万4,000円を増額し16億2,889万3,000円とするものです。

年割額の変更につきましては、機器の納入期間の延伸により事業期間を4か年から5か年に変更して令和7年度までとし、令和6年度分は5億8,118万6,000円から1億9,118万6,000円を減額し3億9,000万円とするものです。令和7年度分は4億5,000万円を新たに追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第56号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎請願第2号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第14、請願第2号「（仮称）法光寺多目的交流館に関する請願書」を議題とします。

産業建設常任委員会における審査が終了しておりますので、委員長の報告を求めず。産業建設常任委員長、根市勲君。

（産業建設常任委員長 根市勲君 登壇）

○産業建設常任委員長（根市勲君） 去る、第114回南部町議会定例会において、本委員会に付託されました請願第2号「（仮称）法光寺多目的交流館に関する請願書」について、6月6日に委員会を開催し慎重に審査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本請願は、南部町春祭りでのステージイベントの開催や名久井岳登山者および自然災害による被災者等が一時的に避難できる（仮称）法光寺多目的交流館を新設することを求めるものであります。

施設を通年で利用していくために活用方法を検討していくことや費用対効果を検証していくことは今後も必要であると考え、（仮称）法光寺多目的交流館を新設することで、町を代表する観光地である法光寺のPR、各団体の活動拠点が整備されることによる地域コミュニティづくりに寄与することができると考えられる。

施設を建設する際は、名久井岳県立自然公園内であることから各種方面との調整、また、建設費用に対する補助金の有無を十分に調査し、事業を進めていく必要があると考えられる。

以上のことから、請願趣旨に賛同し全会一致で「採択すべきもの」と決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の請願審査結果報告を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

請願第2号を採決します。採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。請願第2号を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（夏堀文孝君） 起立多数です。着席ください。

請願第2号は採択することに決定しました。

◎常任委員会報告

○議長（夏堀文孝君） 日程第15「常任委員会報告」を議題とします。

本件は、お手元に配付しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。

説明を省略し、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わり、常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（夏堀文孝君） 日程第16「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

本案は、お手元に配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により常任委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（夏堀文孝君） 日程第17「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

本件については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議員派遣の件は、お手元に配布のとおり、派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で、本定例会に付議されました事件は、全部終了しました。

ここで、閉会に当たり、町長から発言の申し出がございましたので、これを許します。町長。

（南部町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第117回南部町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、6月2日から本日までの日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

提出いたしました全ての案件につきまして、慎重審議をいただき、ご議決を賜りましたことに

対しまして心から御礼申し上げます。

補正予算のご議決をいただきました物価高対策に係る「農業経費高騰緊急対策支援給付金事業」につきましては、農畜産業者の皆様にも速やかに支援をお届けできるよう、早速、給付に向けた準備を進めてまいります。

また、4月臨時会で補正予算のご議決をいただきました物価高対策の各種支援事業であります。まず、対象児童一人につき5万円を給付する「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業」につきましては、令和4年度給付金の支給対象となっている非課税世帯86件分、800万円について、5月30日に振込みを完了しております。

その他の対象世帯につきましても、令和5年度の課税状況を確認後、速やかに支給手続きを行うことができるよう作業を進めているところであります。

次に、一世帯あたり3万円を給付する「住民税非課税世帯給付金事業」につきましては、今週初めから申請の受付を開始しており、今月23日の支給開始に向け申請書類の確認作業を進めております。

また、3万円の給付の対象とならない住民税課税世帯等に対し一人あたり5,000円分の商品券を交付する「町民生活支援商品券交付事業」につきましては、7月初旬の交付開始を予定しております。

さて、去る5月5日、能登地方を震源とするマグニチュード6.5の地震が発生し、震度6強が観測された石川県では、死傷者や住家の倒壊、断水など、大きな被害が発生したところであります。

その後、11日の千葉県での震度5強をはじめ、全国各地で強い地震が相次ぎ、東日本大震災の記憶から不安を感じた方もおられたのではないかと考えております。

また、先週2日から3日にかけては、近畿、東海、関東の広い範囲において、大雨による家屋の浸水や土砂災害が発生したところであります。

まさに、自然災害はいつ発生するかわからないものであり、当町での有事の際には、「南部町地域防災計画」及び「職員防災初動マニュアル」に基づき、速やかに対応できるよう、日頃から万全を期しているところでありますが、さらに身を引き締めて防災・減災対策に取り組んでいかなければならないと改めて感じたところであります。

本定例会の一般質問において答弁申し上げます。後発地震注意情報への対応等につきましても、事前防災対策の徹底はもとより、町民の皆様にもさらに防災・減災意識を高めていただくための啓発活動に取り組んでまいりたいと考えているところでありますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

さて、本年度から新たに着手しました「スマート農業加速化支援事業」ではありますが、先月22日、本事業の認定第1号となる農家の水田において、自動操舵による田植え作業が行われたところであります。

私も現地で見学・試乗させていただきましたが、実際に作業にあたられた農家の方からは、「機械を止めずに苗を補充できるなど、作業の省力化につながり、非常に助かる。」との高い評価をいただいております。

農業従事者の減少や高齢化による労働力の低下といった農業をとりまく課題の克服のため、多くの農家の方に事業を活用していただきたいと考えております。

そして、生産性の高い農業経営を展開することが新規就農者や担い手の確保といった好循環につながり、町の基幹産業である農業が更に発展することを期待するものであります。

昨年度、改修工事を実施した「ふるさと運動公園陸上競技場」ではありますが、昨年12月20日付けで日本陸上競技連盟の第4種ライト公認を取得したことを記念し、4月30日に記念式典を開催したところであります。

コロナ禍で控えめになっていたスポーツ活動も今後は活発に行われることと思いますので、公認記録を残すことができる郡内唯一の公認陸上競技場である当施設において、陸上競技の様々な種目が実施され、新たな記録が数多く生まれることを期待するものであります。

また、陸上競技以外にも、天然芝のフィールドをサッカー場として利用可能であり、令和8年度に開催される第80回国民スポーツ大会における少年女子サッカー競技会場に選定されたところでもあります。

子供から社会人までが存分にスポーツ活動に取り組むことができる環境は、教育や子育ての充実にもつながるものと考えているところであり、当施設が地域のスポーツ活動の推進拠点となり、町内外からの多くの皆様にこれまで以上に活用されることを期待するものであります。

先ほど、請願第2号が採択されたわけですが、私としては慎重に見極めながら、費用対効果、そういう部分は十分に考えて、最終決断ということが必要であると思っております。採択自体は採択として受け止め、また、まだ議論する部分はあるのかなと思っておりますので、今後、議員の皆様方とも実際に行う際という部分については、いろいろご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

結びに、これから梅雨の季節を迎え、蒸し暑くなってまいりますので、健康には十分にご留意いただき、町政の運営に対しましては、より一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。本定例会の閉会のあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（夏堀文孝君）　ここで、閉会に当たり、私からも一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、6月2日から本日までの6日間でありましたが、議員各位には、議会運営にご協力をいただきまして、ここに閉会の運びとなりました。議長として厚くお礼を申し上げます。

また、町長はじめ理事者各位のご協力に対しまして、深く感謝申し上げます。

議員各位から表明されました提言、意見等を踏まえながら事業展開に邁進されますよう、町長はじめ理事者各位にお願い申し上げます。

また、本日、山田賢司議員から発言がありましたとおり、採択前の議案に対しましての公表は控えていただきますように配慮をお願いいたします。

皆様におかれましては、健康に十分注意され、ますますご活躍いただきますことをご祈念申し上げます、簡単ではございますが、閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（夏堀文孝君）　これもちまして、第117回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時36分）

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 夏堀文孝

署名議員 松本啓吾

署名議員 久保利樹